

1. 議事日程

〔平成22年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

平成22年 2月22日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第4 | 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第5 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 施政方針 |
| 日程第7 | 議案第4号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第5号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第6号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第7号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第10号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第11号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第8号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について |
| 日程第14 | 議案第9号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第12号 安芸高田市環境基本条例 |
| 日程第16 | 議案第13号 安芸高田市児童館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第14号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第15号 安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第21号 安芸高田市文化財保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第22号 安芸高田市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第23号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第24号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第25号 安芸高田市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第53号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第25 | 議案第16号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【向原農村交流館やすらぎ 再指定】 |
| 日程第26 | 議案第17号 安芸高田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例 |

日程第 2 7	議案第18号	安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 8	議案第19号	財産の取得について【雇用促進住宅吉田宿舎】
日程第 2 9	議案第20号	安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例
日程第 3 0	議案第26号	平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）
日程第 3 1	議案第27号	平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 3 2	議案第28号	平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第2号）
日程第 3 3	議案第29号	平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第 3 4	議案第30号	平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 3 5	議案第31号	平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 3 6	議案第32号	平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 3 7	議案第33号	平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 3 8	議案第34号	平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 3 9	議案第35号	平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 4 0	議案第36号	平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 4 1	議案第37号	平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 2	議案第38号	平成21年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 4 3	議案第39号	平成22年度安芸高田市一般会計予算
日程第 4 4	議案第40号	平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
日程第 4 5	議案第41号	平成22年度安芸高田市老人保健特別会計予算
日程第 4 6	議案第42号	平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 7	議案第43号	平成22年度安芸高田市介護保険特別会計予算
日程第 4 8	議案第44号	平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
日程第 4 9	議案第45号	平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
日程第 5 0	議案第46号	平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第 5 1	議案第47号	平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
日程第 5 2	議案第48号	平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
日程第 5 3	議案第49号	平成22年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
日程第 5 4	議案第50号	平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
日程第 5 5	議案第51号	平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
日程第 5 6	議案第52号	平成22年度安芸高田市水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
6番	水戸眞悟	7番	先川和幸
8番	山根温子	9番	宍戸邦夫
10番	山本優	11番	前川正昭
12番	秋田雅朝	13番	赤川三郎
14番	青原敏治	15番	金行哲昭
16番	入本和男	17番	今村義照
18番	亀岡等	19番	塚本近
20番	藤井昌之		

3. 欠席議員は次のとおりである

5番 和田一雄

4. 会議録署名議員

6番 水戸眞悟 7番 先川和幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務企画部長	清水盤
市民部長	山本数博	福祉保健部長	重本邦明
産業振興部長	金岡英雄	建設部長兼公営企業部長	廣政克行
消防本部消防長	光下正則	教育次長	田丸孝二
会計管理者	立田昭男	八千代支所長	藤本宏良
美土里支所長	長井敏	高宮支所長	宮木雅之
甲田支所長	深本正博	向原支所長	三上信行
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	沖野文雄	行政経営課長	武岡隆文
政策企画課長	竹本峰昭		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	益田博志	事務局次長	西原裕文
主査	森岡雅昭	主任	倉田英治



午前 10時00分 開会

○藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。
定刻になりました。
ただいまの出席議員は19名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
事務局長 益田博志君。

○益田事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、請願の処理経過及び結果報告がありました。
第3点、平成22年1月分例月出納検査の報告がありました。
第4点、今定例会の会期中に行う所管事務調査について、総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会並びに産業建設常任委員会から通知がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において6番水戸眞悟君及び7番 先川和幸君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、金行哲昭君の報告を求めます。

15番 金行哲昭君。

○金行議会運営委員長 平成22年第1回定例会に、運営につきまして、去る1月20日及び2月15日並びに2月11日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月18日までの25日間といたしました。

議事の都合により、2月24日から3月1日まで及び3月5日から3月17日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意2件、諮問1件、議案50件、計53件でございます。議案審査についてでございますが、議案4号から議案第7号まで及び議案9号から議案第25号まで並びに議案53号につきましては、お手元の付託表のとおり、それぞれの各所管ごと一括して上程し、提案理由の説明後、一括して質疑を受け、各常任委員会に付託することにいたしました。

さらに、議案39号から議案56号まで、平成22年度一般会計予算ほか特別会計予算等の14件の予算案につきましては、一括して上程後、一括質疑を受け、その後10名で構成する予算審査特別委員会を設置し審査を付託することにいたしました。予算審査特別委員会の審査は、3月16日までに終了するように運営方よろしくお願いいたします。

一般質問の取り扱いについては、25日正午に締め切った後、委員会を招集し協議いたします。また、要望書等につきましては3件、総務企画常任委員会及び文教厚生常任委員会において審査の上、採択となりましたら、最終日に発議案件として提案されますこととあわせて申し添えていただきます。

以上、報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、会期は、本日から3月18日までの25日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、会期は、25日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○藤井議長 日程第3、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

平成22年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多忙の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会は、人事に係る議案として同意2件と諮問1件、条例に係るものが20議案、補正予算に係るものが13議案、平成22年度当初予算に係るものが14議案、その他一般議案が3議案の、計53議案を提出させていただくこととしております。どうかよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもので、平成22年4月27日をもって任期満了となる眞田良三さんの後任として寺尾文尚さんを任命いたすものでございます。

寺尾文尚さんは、知的障害児生活施設「似島学園」などに御勤務の後、向原町に社会福祉法人「ひとは福祉会」を設立され理事長として御活躍中で、障害を持っておられる方の教育問題など、豊富な経験と幅広い見識をお持ちであり、教育委員として適任であると確信をしております。

以上、よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。これより同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○藤井議長 日程第4、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。同法律の改正に伴い、平成20年4月より委員のうちに必ず保護者が含まれるようにしなければならないことがあり、堀川由紀子さんを任命いたしました。今回任期満了を迎えるため、引き続き任命をしたいと考えております。

堀川由紀子さんは、PTA活動や生涯学習の振興に精通されており、教育委員として適任であると確信をしております。

以上、よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 異議なしと認めます。
お諮りいたします。これより同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時12分 休憩

午前 10時14分 再開

~~~~~○~~~~~

- 藤井議長 再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 藤井議長 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本年6月30日をもって任期満了となります、吉田町の大内正浩委員の後任候補者として、引き続き大内正浩さんを推薦するものであります。

大内正浩さんは、平成19年7月1日に人権擁護委員に就任をされ、三次人権擁護委員協議会常務委員を務めておられます。

人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲をもって人権擁護活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦をするものであります。よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

- 藤井議長 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。これより諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 施政方針

○藤井議長 日程第6、施政方針。ここで市長の施政方針の表明を受けます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成22年第1回定例会の開会に当たりまして、市政運営に関する基本姿勢と平成22年度予算に盛り込みました主要施策の概要につきまして御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、早いもので、私が市長に就任いたしまして、今年が任期4年の折り返しの年となりました。この間、私は可能な限り現場に足を運び、市民の皆様との対話を進め、本市が抱えるさまざまな問題・課題の把握に努めてまいりました。

あわせて、私が市長就任時に公約に掲げました政策につきましても、その実現に向けて鋭意努力を傾けてまいったところであります。

おかげをもちまして、1つずつではありますが、着実にその実現の運びを見ているところであり、このことは、ひとえに議員各位の皆様方を初め、市民の皆様、職員の皆様、関係機関・団体の皆様方の御支援、御協力のたまものと心より感謝を申し上げる次第であります。

今後とも、本市が置かれている状況を的確に認識をいたし、市長として、市民の負託にこたえるべく、市政運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、御承知のとおり、一昨年来の世界的規模の経済危機は、我が国経済に深刻な影響を与え、極めて厳しい雇用・経済情勢に直面をしているところであります。

本年1月の月例経済報告におきましては、多少景気は持ち直しているものの、自立性が乏しく、失業率も高水準で、依然として厳しい状況が続いているとなっております。先行きについても慎重な見方となっております。

本市におきましても、製造業を中心に需要の縮小による企業収益の減少が顕著となってきており、あわせて雇用情勢も一段と厳しさを増し、離職者はもちろんのこと、高校・大学の新規卒業者の就職内定が厳しいなど、その影響は、以前にも増して深刻さの度合いを拡大しております。

このため、本市が既に設置しております緊急経済・生活支援対策本部においては、不況による企業の資金繰りへの対応や離職者等に対する緊急雇用対策・生活相談など、現下の諸問題に引き続き的確に対応してまいりたいと考えております。

国におきましても、昨年12月に明日の安心と成長のための緊急経済対策を閣議決定いたし、昨年6月の第1次補正予算に引き続き、今般の通常国会に提出された第2次補正予算において、事業費ベースで、総額24兆円規模の緊急経済対策が講じられたところであります。

本市におきましても、さきの臨時議会において、地元中小企業、零細事業者の受注に資するような、きめ細かなインフラ整備事業などを中心とした、総額4億4,000万円の補正予算を上程し、地域活性化に向けた緊急経済対策を講じたところでございます。

平成22年度予算におきましても、地域経済の活性化と市民生活の安心・安定を確保するため、その対策を機動的に取り組んでまいり所存であります。

次に、平成22年度予算の編成について御説明申し上げます。

新政権による国の予算編成においては、経済成長や国民生活の安定、セーフティネットの強化という観点から、経済なくして財政なし、健全な経済のないところに健全な財政も存立しないという基本理念のもとに予算編成が行われ、あわせて、平成21年度第2次補正予算と平成22年度当初予算を一体的にとらえ、切れ目なく執行する方針を打ち出しております。

本市におきましても、国と同様に入るをはかりて出づるを制するという故事にもありますように、歳入と歳出の均衡を基底に据え、適正な財源確保と徹底した経費の見直し、集中と選択による施策の重点化、効率的な行政執行と財政運営の確立を目指し、予算編成に努めたところであります。

とりわけ、景気悪化に伴う個人・法人所得の減少などにより、市税の大幅な減収が見込まれるなど、今後の財政運営は一段と厳しさが増すことは必至と言わざるを得ません。

平成22年度予算の編成に際しましては、本市の財政状況は、極めて厳しい状況にあることは十分認識しつつも、現下の取り巻く雇用情勢、経済情勢の悪化にかんがみ、まずは、市民生活の安定確保を最優先に、市として取り組むべき対策は、積極的かつ果敢に実施をしまいたいと考えております。

とりわけ、地域活性化のための市民生活に直結する生活基盤の整備を初め、学校耐震化対策など防災上緊急を要する事業、子育て支援対策、少子高齢化対策、障害者支援対策、定住促進対策、地球温暖化防止を目指す環境対策などの事業に重点を置き、厳しい選択を通じて、真に必要な事業について予算措置を講じたところでございます。

その結果、平成22年度の予算規模は、一般会計、231億7,400万円、対前年度比13.4%増。12の特別会計は、合計100億8,586万7,000円、対前年度比0.2%減。地方公営企業法適用の水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算合計で4億9,566万2,000円、対前年度比31.0%減となりました。

一般会計の増につきましては、統合給食センター整備事業、地域公共

交通活性化・再生総合事業、葬斎場整備事業並びに地上波デジタル放送難視対策事業等の増加が主な要因でございます。

また、特別会計の微減につきましては、公共下水道事業並びに特定環境保全公共下水道事業に係る事業費の減によるものであります。水道事業会計の大幅減は、甲立浄水場移設事業が平成21年度でほぼ終了したことが要因でございます。

御承知のとおり、平成22年度は合併して7年目の年となります。これまで何度も申し上げてきておりますように、普通交付税の合併特例加算措置は、合併11年目の平成26年度からは段階的に減少し、加算措置が終了する平成31年度には、現在の交付税に比較し、単年度で約23億円も減少することになります。

合併特例加算措置終了後の普通交付税の減少を考えますとき、平成26年度以降の予算編成は困難をきわめることは火を見るよりも明らかです。今から将来を見据えた財政構造への転換と、公共施設の統廃合、民間委託など、行政のスリム化を目指した第二次行政改革を徹底して断行することが必要不可欠であると考えております。

議員各位を初め、市民の皆様の御理解と御協力を切にお願いしたいと存じております。

続きまして、施策の大要を、安芸高田市総合計画に掲げる施策の体系に沿って、御説明申し上げます。

まず、魅力ある拠点づくりの推進についてでございます。

身近な行政サービスの拠点である支所につきましては、地域住民の多様な活動の場として有効活用を図る必要があります。

また、公益性の高い団体等の支所への集積も住民の利便性の向上とにぎわいの創出に寄与するものと考えております。

このため、支所周辺の施設も含めた支所活用計画に沿って、計画的に施設の整備改修または機能の転換等を図ってまいりたいと思います。

次に、美しいまちづくりの推進につきましては、地域ぐるみによる環境美化についての啓発活動を一層推進をするとともに、地域振興会等を中心としたクリーン作戦、フラワーロード、花いっぱい運動などの活動を支援してまいります。

また、不法投棄の未然防止を図るため、平成22年度も広島県緊急雇用対策基金を活用した不法投棄防止巡回パトロールを引き続き実施し、環境美化に努めてまいります。

次に、幹線道路網の整備についてでございます。

早期完成を目指しております地域高規格道路、東広島高田道路（向原吉田道路）につきましては、吉田町側の用地補償業務をほぼ完了したところではありますが、平成22年度につきましては、向原町正力地区の用地補償交渉に着手することとしております。

また、渋滞緩和と交通の円滑化を図るための国道54号可部バイパスにつきましても、早期完成に向けた取り組みを引き続き展開するとともに、

上根バイパス以北の歩道整備の促進に努めてまいりたいと思います。

県道整備につきましては、原田吉田線、吉田豊栄線、吉田邑南線、広島三次線の改良や、交通安全施設の整備促進に向け、引き続き取り組むとともに、県道移譲路線につきましても、主要地方道千代田八千代線ほか3路線の改良と20路線の維持補修に努めてまいりたいと思います。

また、主要市道の整備につきましても、地域内の円滑な連絡を確保するため、計画的に整備してまいりたいと思います。

道路等、ハード事業につきましては、コンクリートから人への政策転換により非常に厳しい状況にありますが、引き続き広島県及び関係機関と一体となり、事業推進に努めてまいりたいと思います。

次に、地域の公共交通体系の整備についてであります。

高齢者、障がい者、女性に優しい新たな生活交通体系の構築につきましては、私の公約の中の重点項目であります。移動手段を持たないお年寄り等の移動を保障するため、昨年10月から美土里町、高宮町及び甲田町の一部地域で、新交通システム「お太助ワゴン」「もやい便」「とろっこ便」の運行をスタートさせたところであります。

市民の移動を従来の交通手段に合わせるのではなく、反対に市民の移動のニーズに交通手段を合わせる抜本的な改革であります。原則、ドアからドアへの運行とし、市民の通院や買い物を主体に利便性を図るものであります。

平成22年度は、利用目的に通院や買い物のほか、スポーツや文化活動への参加をも加えた検討をいたし、10月から市内全域に拡大し、本格運行を予定しております。

次に、情報基盤の整備でございます。

合併時に導入した電算システムが老朽化し、システムに障害が発生するおそれがあることから、安定的かつ効率的な稼働を目指し、平成22年度に全面的な更新を行うこととしております。

また、平成23年7月から、テレビ放送が地上波デジタル放送に完全移行するため、テレビ難視聴地域の共同受信施設の改修や新たな難視地区への共同受信施設の整備について支援をいたし、市内全域において、テレビを安定的に見ることができる難視地区解消対策を講じてまいりたいと思います。

次に、安心・安全なまちづくりの推進についてでございます。

市民が、安心して暮らすためには、防災体制の充実・強化は必要不可欠であります。安芸高田市消防本部・消防署と消防団との緊密な連携のもと、災害時には万全の体制で対応してまいります。とりわけ、消防団につきましては、本部組織の充実を図るとともに、方面隊を設け、指揮命令系統の強化を目指す組織再編を行うこととしております。

また、美土里町、高宮町の分団及び班編成についても、再編見直しを図り、この再編にあわせて消防車両や分団詰所等についても、計画的に整備更新してまいります。

また、想定地震ごとに揺れの度合いや危険度を表示した「地震防災マップ」と集中豪雨の際の災害危険箇所を示す、よりわかりやすい「洪水・土砂災害ハザードマップ」の作成についても検討してまいります。

あわせて、災害区分ごとに危機管理対応マニュアルをパターン化し、職員はもとより、市民に迅速に情報伝達できる仕組みを確立してまいります。

また、地域における防災意識の高揚のため、地域振興会等を中心とした自主防災組織の設立が市内一円に拡大するよう啓発を行うとともに、災害資器材購入の支援や防災訓練等も協力して実施してまいりたいと思います。

次に、防犯対策についてでございます。

昨年末に、島根県浜田市の県立大学女子学生が、残忍な手口で殺害されるという痛ましい事件が発生いたしました。

近年、こうした悪質・凶悪犯罪が増加をしております。引き続き、安芸高田警察署、防犯連合会並びに地域安全推進員とも緊密な連携を保ちながら、防犯対策に努めてまいりたいと思います。

また、地域住民による登下校時の見守り活動を支援するとともに、平成22年度も広島県緊急雇用対策基金を活用し、青色回転灯車両による安全・安心パトロールを、引き続き実施してまいります。

あわせて、防犯灯につきましても、犯罪の抑止と地球温暖化防止の観点から、緊急性と公共性の高い箇所より順次、LED(発光ダイオード)化を促進してまいります。

次に、交通安全対策ですが、悲惨な事故を防止するため、安芸高田警察署並びに交通安全運動推進隊と連携をいたし、街頭指導の強化など、交通死亡事故ゼロを目指した施策を推進してまいります。

次に、生活環境基盤の整備についてであります。

上水道の整備につきましては、給水量の増加に伴う簡易水道八千代給水区の水量拡張事業及び水道管老朽化更新事業を実施いたします。

また、美土里町横田地区の簡易水道創設につきましては、基本計画の策定を予定しておりますが、事業認可に当たっては地元調整が急務と考えております。あわせて、行政改革の見地から民間活力を有効に取り入れ、水道事業の全面委託を前提とした部分委託を、当面推進してまいります。

下水道事業につきましては、一層の水洗化率向上に向け、引き続き吉田地区の公共下水道事業並びに八千代、甲田地区の特定環境保全公共下水道整備事業を実施してまいります。

特に、下水道整備がおこなわれている吉田、八千代地区につきましては、平成26年度の事業完了を目指し、重点的に事業促進をすることとしております。

あわせて、早期に全市的な水洗化を促進するため、浄化槽整備区域の拡大を含めた下水道全体計画の見直しを実施いたし、現在の整備率60%

を平成26年度には80%を目指して頑張っていきたいと思います。

また、建設を進めております、し尿処理施設安芸高田清流園につきましては、循環型社会形成推進地域計画に基づき、汚泥再生処理センターとして、平成22年度末に完成予定であります。平成23年度の稼働に向け、試験運転等万全を期してまいります。

次に、住宅対策の充実についてであります。

国の方針により、既に廃止が決定している雇用促進住宅の扱いにつきましては、入居者の生活不安等、影響が非常に大きいため、総合的な見地から検討した結果、市が取得し、引き続き管理していくことといたしました。平成22年度は、平成21年度に取得した吉田郡山宿舎、甲田宿舎に続いて、吉田宿舎80戸を取得することとしております。今後、定住対策や雇用対策等、本市の地域活性化のため、有効活用してまいりたいと考えております。

また、老朽化が著しく危険度の高い、吉田町新町、西土手並びに向原町向ヶ丘住宅の3団地の公営住宅については、平成22年度に廃止・除却することとしております。入居者の円滑な移転に努めてまいりたいと思います。また、入居者移転後の跡地利用につきましては、さきのきめ細かな臨時交付金を活用し、公園等、市民の憩いの広場として整備してまいりたいと考えております。

次に、合併以来、最も懸案でございます葬斎場の整備につきましては、既存の火葬場の老朽化が著しく、早期に建設することが喫緊の課題となっております。地元の皆様の御理解をいただく中で、事業推進に努めてまいりたいと考えております。平成22年度は、環境影響調査を引き続き実施するとともに、旧吉田町環境センターの解体並びに敷地造成工事に着手をいたします。なお、目指しております葬斎場は、これまでも申し上げてきましたとおり、周辺環境に調和し、環境保全上の対策を施した火葬機能・待合機能、そして、必要最小限の葬斎機能を付した施設として、平成23年度の建設を目途に整備してまいりたいと考えております。

次に、心豊かで創造性に富んだまちづくりについてであります。

現在、本市では32の地域振興会が組織をされ、今日までそれぞれの地域振興会において、地域の活力につながる多様な取り組みを積極的に行っていただいております。今後においても、住民と行政の役割分担を踏まえ、情報の公開・提供を基本として、それぞれの地域振興会の活動を支援してまいりたいと思います。平成22年度は、市と地域振興会の役割や支援体制のあり方等を、総合的に調査検討してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、昨年3月に、男女共同参画推進条例を制定するとともに、9月には男女共同参画社会の実現を目指して都市宣言を行いました。男女が、性別により差別されることなく、個性と能力を発揮でき、女性の社会参画がしやすい環境づくりに向けて取り組んでまいります。

青少年健全育成につきまして、国は、本年4月から、子ども・若者育

成支援法を施行いたします。本市におきましても、子どもと若者の健やかな育成を図り、社会生活を円滑に営むことができるよう支援をいたし、安芸高田市民会議を初めとする関係機関・団体が連携して、ネットワークの形成に努めてまいります。

次に、教育の充実についてでございます。

学校教育につきましては、地域に開かれた特色ある学校づくりの取り組みを推進して、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた児童生徒の育成に努めてまいります。

そのためには、学校・家庭・地域が一体となり、すべての教育活動を通して、郷土に対する愛着と誇りをはぐくむよう、引き続き「安芸高田かがやきプラン」に沿った教育内容の充実と推進に努めてまいります。

学校教育の基礎、基本であります学力向上につきましては、平成21年度から、すべての小学校の3・4年を対象に、本市独自の制度として学習補助員を配置しておりますが、学習習慣の定着や学習意欲の向上、基礎学力の定着等に、その成果が認められるとの報告を受けております。

平成22年度も引き続いて、すべての小学校に学習補助員を配置し、きめ細やかな指導支援や、家庭における学習習慣の基盤づくりを進めてまいりたいと思います。

なお、広島県教育委員会への積極的な働きかけにより、基礎学力の定着・向上に重点的な取り組みを行う学校として、平成21年度に県立吉田高校並びに向原高校の2校が、広島県教育委員会より、ステップアップ・ハイスクールに指定されました。市としても、今後、より一層の学習環境等の整備に向け、側面的に支援をしてまいりたいと思います。

次に、国際理解教育につきましては、豊かな国際感覚の醸成と語学力の向上を図るため、民間からALT（外国語指導助手）を、保育所、幼稚園、小・中学校並びに英会話教室に派遣をいたし、国際化時代に対応した教育の充実・強化に努めてまいります。

近年、全国的に深刻な社会問題となっております、不登校や問題行動への対応につきましても、本市におきましても、種々の取り組みによって減少傾向にありますが、引き続き家庭教育支援員やスクールカウンセラーを配置いたし、未然防止、早期対応を図ってまいります。

次に、学校耐震化の取り組みであります。耐震化優先度調査で危険度が高いと判定をされた市内の小・中学校の校舎及び体育館については、平成21年度から、計画的に耐震第2次診断及び耐震補強工事を実施することとしております。

これら学校耐震化については、膨大な経費を伴うことから、今後の児童生徒数の推移等を勘案しつつ、平成22年度中に策定を予定しております学校規模適正化計画との整合を図りながら推進をしてまいりたいと思います。

次に、全校完全学校給食の実現につきましては、保育所、幼稚園及び小・中学校における給食サービス水準の統一と、給食衛生管理基準に適

応し、安全性を確保した施設として、3,100食が供給可能な統合給食センターの本格的な建設に、平成22年度着手し、平成23年度からの供用開始を目指してまいります。

次に、安芸高田少年自然の家につきましては、市内の小・中学生、高校生を主体とした、意欲をはぐくむ自然体験事業等の独自事業や青少年の体験学習、健全育成、スポーツ交流の場として積極的な活用を図るとともに、一般の利用についても行財政改革の視点から、その活用に努めてまいりたいと思います。

また、文化の振興については、市民の主体的かつ積極的な文化活動を支援するとともに、市民参画型の成果発表の場を提供してまいります。そのためには、市内の図書館や文化ホールを一体的かつ効率的に運営し、生涯学習活動の拠点施設としての機能を発揮させてまいりたいと考えております。

なお、懸案でございました向原生涯学習センター（仮称）につきましては、平成22年度より、施設整備に向けた本格的な調査に着手をすることとしております。この施設が完成すれば、各町にそれぞれ文化活動や生涯学習などの活動拠点が整備されることとなりますので、早期完成に努めてまいりたいと思います。

次に、文化財の保護についてでございます。

昨年11月に確認をされました甲田町の前方後円墳（仮称甲立古墳）につきましては、4世紀後半の県内最古級で、その規模も県下3番目という大変貴重な文化遺産であることから、平成22年度より、2カ年で試掘調査を実施いたし、規模・構造を確認後、国や県の史跡指定に向け、努力してまいりたいと思います。

また、本定例会に上程しております「安芸高田市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例」におきましては、その名称を「資料館」から「博物館」に変更いたしますとともに、現在、整備を進めております別館とあわせて、展示内容の充実に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、平成21年度から、文化スポーツ振興室を設置いたし、競技スポーツから応援するスポーツまで、幅広い市民参画のスポーツ振興に努めてまいりました。

平成22年度も引き続いて、生涯スポーツの推進、スポーツイベントの充実に努めるとともに、市民一人一人の体力づくり、健康づくり活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブの育成支援を図ってまいります。

また、本市に練習拠点を置くサンフレッチェ広島や、湧永ハンドボール部「ワクナガ・レオリック」への支援を初め、バレーボール、野球はもちろんのこと、アーチェリー、カヌー等、特色あるスポーツへの支援と普及に努め、若者が集まり、活力あるまちづくりを推進してまいりたいと思います。

次に、人と環境にやさしいまちづくりについてであります。

すべての人の人権が、真に尊重される社会を実現していくことは、ま

ちづくりの基本理念であります。人権意識の醸成のため、本市が制定しております人権尊重のまちづくり条例を基底に、あらゆる人権問題の解決に向けた啓発活動を積極的に推進してまいります。

また、近年、多文化共生という言葉を目にいたします。現在、日本社会には、約200万人もの外国人が在住していると言われ、日本人と同じように働いたり、学校で勉強したりしております。こうした外国人も、同じ地域の住民として、お互いに認め合い、ともに地域づくりをしようというのが、多文化共生であります。

少子化による日本人人口の減少、高齢化に伴う介護需要の増加等により、我が国においては、EPA（経済連携協定）により、弁護士など専門的・技術的分野の人材不足に対応するため、将来的にも外国人労働力の提供を受けざるを得ないという厳しい現実があります。

本市におきましても、こうした人材を、将来どのように確保していくかということは、今後、大きな課題になるものと考えております。

こうした観点からも、多文化共生の理念を幅広く市民に御理解いただくため周知啓発、市内在住外国人の方々に対する日常生活に関する相談対応や生活情報の提供、また地域の祭りを初めとする多様な文化交流等を積極的に推進してまいります。

具体的には、22年度、人権多文化共生推進室を設置いたし、各人権会館とも連携をいたし、人権推進施策とあわせて、多文化共生社会の構築に向けた取り組みを、積極的に展開してまいります。

次に、保健・医療の充実であります。

高齢化の進行や食生活の乱れ、運動不足などが起因して、心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病や認知症、また、心の健康を害する人が、近年増加をしております。

引き続き健康増進プラン「健康あきたかた21」を指針とし、保健・医療・福祉の関係機関や団体が連携し、市民の健康づくりを推進してまいります。

また、市民が安心して暮らしていくためには、地域医療体制の整備確立が重要であります。医師会、歯科医師会、地域の中核病院でありますJA吉田総合病院とも連携いたし、救急医療体制の整備や医師不足等の人材確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

JA吉田総合病院の休日・夜間救急診療所の運営につきましては、平成22年度より、医師会の協力による支援体制が図られることになっております。市としても、引き続き財政支援をしてまいりたいと思っております。

子どもの健康保持につきましては、乳幼児健診や予防接種、また子育て支援センターや保育所と連携した健康相談等を実施するとともに、乳幼児医療につきましては、少子化対策の一環として、公費助成をこれまででは小学校就学前までであったものを、平成21年度より、小学校6年生までに拡充したところですが、平成22年度も、引き続き負担軽減を図ることといたしました。

また、新型インフルエンザの予防接種費用につきましても、引き続き助成することとしております。

また、安全な出産ができるよう受診する妊婦一般健診の公費助成につきましても、平成21年度より、助成回数を5回から14回に拡大をしたところですが、引き続き支援してまいりたいと思います。

次に、障害者福祉の推進につきましては、障がい者の自立支援を目的に社会参加の促進を図るため、施設を利用した就労訓練や日常生活訓練などの自立訓練を図り、居宅介護サービスや短期入所サービスを利用しながら、地域生活を送るための支援を行ってまいります。

また、障がい者のあらゆる相談に対応できるよう障害者福祉相談員を配置し、引き続き支援をしてまいります。

次に、高齢者福祉の充実であります。介護保険サービス等の公的サービスを充実させることも重要であります。また、家族の介護負担も軽減させていく必要があります。また、将来的には介護職の不足により、高齢者の増加に対応できない状況も予想されます。

このことから、私は、お互いが支え助け合う共助の考えを広く市民の皆様方に普及するため、市民総ヘルパー構想を提唱し、平成21年度より、年間で約350人を目標とした、生活・介護支援サポーター養成事業や家族介護者リフレッシュ事業、生活サポート事業（安心生活創造事業）など、具体的な事業を推進しているところであります。

平成22年度においては、新たに「お太助ポイント銀行事業」の検討を開始いたし、早い時期に実施してまいりたいと考えております。具体的には、介護ボランティア活動に対し、ポイントを付与して、たまったポイントを換金等できる仕組みであります。生活・介護支援サポーターや元気高齢者の生きがいがづくりの一環としても、介護ボランティア活動を推進してまいりたいと思います。

次に、子育て環境の充実につきましては、引き続き子育て支援センターを拠点として、家庭児童相談員、母子自立支援員等による子育て総合相談等による助言・指導を通じ、児童虐待、家庭内暴力の予防、早期発見及び対応に努めてまいります。

保育所における保育については、低年齢児保育や延長保育などの保育サービスの充実にも努めるとともに、必要時に子どもを一時的に預けることができるファミリー・サポート事業に、宿泊預かりを追加するなど、24時間保育への体制整備と保護者の育児支援に努めてまいりたいと思います。

また、少子化・子育て支援対策の一環として、第3子以降の保育園児に係る保育料につきましては、平成21年度より無料としたところであります。

放課後児童対策につきましても、児童館・児童クラブの利用時間を延長し、子育て家庭の支援の充実を図ってまいりたいと思います。

また、老朽化が著しい向原こぼと園については、平成22年度に園舎の

整備に向けた調査検討に着手いたします。公立保育所の今後のあり方や、保育所及び幼稚園の機能を一体化した認定こども園の創設、また、民設・民営の手法等も視野に入れた検討が必要と考えております。

次に、環境保全対策についてであります。

鳩山総理は、さきにニューヨークで開催されました国連気候変動サミットにおいて、2020年までに温室効果ガスを25%削減するという中期目標を表明しました。今や地球温暖化防止の取り組みは、私たち一人一人が身近な問題として、真剣に取り組まなければなりません。

このため、本定例会に上程しております環境基本条例に基づき、本市の今後の環境対策の指針となる環境基本計画を平成22年度に策定し、地球温暖化防止の推進と環境保全に努めてまいりたいと思います。

また、資源リサイクルの取り組みにつきましては、平成21年度にリサイクル推進助成金をキロ当たり4円から10円に引き上げるとともに、回収器具の無償配布を行い、資源リサイクル活動の推進を図ってまいったところであります。その結果、リサイクル組織も140団体に増加をいたし、回収した資源ごみの総量も、前年度と比べて約13%増の750トンに上る見込みとなりました。平成22年度は、これらの取り組みを市内全域に拡大をしてまいります。

また、新規事業として、CO₂削減に効果が期待されている太陽光パネル発電システムの導入を促進するため、助成制度を新たに創設することといたしました。

次に、多彩な生産と交流のまちづくりについてであります。

国内外で産地間競争の激化、就業者の高齢化、担い手の減少等、農業を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあります。

また、今回の農地法の改正による新たな農地制度では、農地の転用・貸借に係る規制の見直しや遊休農地対策の強化、農地の利用集積による有効利用の促進等が求められております。本市といたしましては、引き続き生産供給体制の強化、担い手の育成、農地の有効活用、販売戦略の強化、地産地消などを柱とした農業振興施策を積極的に展開してまいりたいと思います。

野菜等の生産拡大推進につきましては、広島北部農協の掲げる5年後の販売高55億円を目指す「GO55（ゴー・ゴーゴー）作戦」の中でも主要な位置づけとなっており、農業技術指導員の増員等、営農支援体制の強化とともに、年間を通じて出荷可能な農産物の生産を推進をしてまいります。あわせて、安芸高田アグリフーズや産直市、さらには整備予定の統合給食センター等への供給を促進してまいりたいと思います。

また、地産地消を推進し、農業振興による地域内経済の再構築を図るため、平成22年度に地産地消行動計画を策定し、市内農産物の安定生産、流通、消費の方針を示し、地域内経済の還流と食農教育の拡大を図ってまいりたいと思っております。

また、農産物の販売体制強化を推進するブランド化戦略展開事業を、

引き続き展開するとともに、あわせて産地化を強化し、販路の拡大を図るため、広島北部農協と連携して、集出荷施設を平成22年度に整備してまいります。

小規模農家の支援につきましては、集落営農を引き続き推進するため、集落内での話し合いの場づくりや共同利用農業機械の導入についても支援をしてまいりたいと思います。

また、国の大きな農業政策の転換により実施をされます米の戸別所得補償モデル事業につきましては、安芸高田市水田農業推進協議会を核として、広島北部農協と連携のもと、推進体制の強化を図ってまいりたいと思います。

また、中山間地域等直接支払事業の第3期対策や、農地・水・環境保全向上対策事業につきましても、集落単位や個別単位の協定により、農地の荒廃防止や保全につながっており、地域での活動実態に即した取り組みを、今後も引き続き支援をしてまいりたいと思います。

次に、畜産振興につきましても、和牛産地規模拡大並びに乳用牛の改良推進などの事業をもとに、畜産農家の支援を引き続き実施してまいります。

また、家畜防疫の徹底と防疫体制の強化を図るとともに、平成22年度においては、新規事業として、牛の異常出産防止のためのワクチン接種に対し、その費用の一部を助成をしてまいります。

また、高宮堆肥センターにおきましては、平成21年度より、全農ひろしまを運営母体とする完熟堆肥の生産を行っており、本年4月からは本格的な販売を開始することとしております。農産物の増産と品質向上を図る観点から、健肥堆肥の購入に対しては、新規に助成制度を設けることといたしました。

次に、農業生産基盤の整備でございますが、圃場整備事業につきましては、団体営甲田町深瀬地区並びに吉田町桂地区を継続実施するとともに、甲田町下甲立地区を新規地区として事業推進してまいります。あわせて、美土里町桑田地区においては、有害鳥獣防止施設整備事業を推進してまいります。

また、平成20年度に新設いたしました地域農道リフレッシュ事業につきましては、要望も強く、引き続き実施してまいりたいと思います。

林業振興対策といたしましては、分収造林や市有林の整備並びに民有林整備の推進として、森林整備地域活動支援事業などにより、森林の有する多面的な機能が十分発揮できるよう、森林の計画的な整備に努めてまいります。

また、ひろしまの森づくり県民税を原資とする、ひろしまの森づくり事業を活用し、里山林整備や環境貢献林整備、間伐材利用対策事業などにも積極的に取り組むこととしております。

シカ、イノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、引き続き猟友会との連携により駆除に努めてまいります。

なお、駆除班の高齢化が顕著になりつつあるため、後継者の育成の観点から狩猟免許の取得については、その費用を全額助成をしております。

また、防護さく等の設置費用につきましては、広島北部農協や農業共済組合の助成制度との整合を図りながら、活用しやすい制度となるよう検討しております。あわせて、有害鳥獣が嫌うゴマやトウガラシ等の作物の作付についても推進をしております。

林道の新設改良につきましては、継続事業である天王山線の開設のほか、平成21年度より調査に着手した入江戸島線の開設事業について、継続して事業を推進しております。

水産業につきましては、漁業協同組合等と連携いたし、水産資源の維持増大及び水辺環境の保全に努めております。

次に、商工業の振興であります。

今般の景気悪化による雇用情勢は、非常に厳しいものがあります。新規卒業者を初めとする雇用の確保に向け、地元企業への訪問など、安芸高田市雇用対策協議会と連携をしております。

懸案の企業誘致の促進につきましては、本市の持つ企業立地の優位性を紹介した安芸高田市企業立地ガイドを作成いたし、広島県とも連携し、景気が低迷する中ではありますが、根気強く企業誘致に努めてまいったところであります。おかげをもちまして、平成21年度には、建築関連金属製品の製造販売企業並びに運輸物流企業の2社の進出を見たところであります。

また、平成22年度におきましては、大手農業機械販売企業の本社機能の移転を伴う進出が見込まれておるところであります。

市といたしましても、企業立地奨励金による支援はもとより、地域の協力体制の構築など、立地条件の整備について、可能な限り支援をしております。

次に、観光・交流につきましては、平成22年度に新たな取り組みとして、本市の伝統芸能である神楽をPRするため、本格的なプロモーションDVDを作成いたし、広く市内外に情報発信をしております。

あわせて、新規事業として、安芸高田市魅力写真コンテストを企画し、広く応募を受け付け、安芸高田市に関心を持っていただく取り組みを行っております。

また、本市と姉妹都市提携をしております防府市との交流や、ニュージーランド及びシンガポールとの国際交流などについても、継続をしております。

とりわけ、昨年、災害をこうむった防府市の被災地に対しましては、市内神楽団の協力をいただき、神楽上演による慰問と激励を行うこととしております。

また、土師ダム周辺整備につきましては、安芸高田市を代表する憩い

の空間として再生整備を進め、市の活性化を目指したいと考えております。

平成22年度におきましては、土師ダム周辺整備基本構想検討委員会を立ち上げ、土師ダムを活用した具体的な活性化対策について、検討を行うこととしております。

次に、男女の交流についてであります。平成21年度に市内の独身者の婚活を支援するため、結婚サポート事業を創設いたしました。

昨年2回実施いたしましたカップリング・イベントには、多くの未婚の男女に参加をしていただき、数組の出会いが進展をしているとの報告を受けております。

また、本年3月末には、婚活のためのセミナーを企画しており、引き続きコーディネーターと連携し、支援をしてみたいと思います。

以上、平成22年度予算の編成、提案に当たりまして、私の所信の一端を申し述べ、施政方針とさせていただきます。

何とぞ慎重なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

長い間、御清聴ありがとうございました。

○藤井議長 これをもって施政方針を終わります。
この際、11時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時16分 休憩

午前 11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を解いて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第4号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第5号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する  
条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第6号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第7号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理  
条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第11号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第7、議案第4号「安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第12、議案第11号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件まで、6件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 提案理由御説明の前に、先ほど施政方針の中で19ページの下から7行

目のところに、「弁護士」は「介護士」の間違いでございますので、よろしく願いいたします。おわびして訂正を申し上げます。

それでは、まず議案第4号「安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明を申し上げます。

本条例は、平成20年の人事院勧告に基づき、平成21年4月1日からお願いしております1日8時間勤務から7時間45分勤務とする勤務時間の短縮について、広島県内の他の自治体の動向を踏まえて、本市においても国に準じて実施するため必要な改正を行うものでございます。

また、これに伴い育児短時間勤務時間及び勤務1時間当たりの給与額算出方法並びに公の施設の利用時間の変更が生じるため、附則にて関係条文の整理を行うものであります。

次に、議案第5号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明をいたします。

本条例は、農業生産者団体と行政との連携を図るため、新たに職員を派遣することができる団体に、広島北部農業協同組合を追加するものであります。

次に、議案第6号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本件は、新たな施策の展開及び行政改革に伴う組織の見直しにより事務分掌を改めるものであります。

まず、市民部市民生活課に課内室として、人権多文化共生推進室を設置し、多文化共生に係る施策の拡大、拡充を図るものであります。なお、多文化共生とは、広い意味での国籍、民族、性別、年齢が異なるさまざまな文化や個性を持った人々が、互いの違いを認めながら、社会の一員として社会全体を豊かにしていくことであります。

次に、事業の進捗に伴う組織の合理化を図るため、産業振興部の農産物流通促進室を地域営農課へ、建設部の地域高規格道路推進室を建設課へ統合するものであります。

次に、議案第7号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明申し上げます。

人権会館指導員につきましては、事務分掌条例の改正に伴い、市内に4館ある人権会館業務に男女共同参画業務及び多文化共生業務を追加いたし、人権会館指導員に事業の企画運営や指導を加えるため、月額報酬を17万8,000円に改めるものであります。

環境審議会委員につきましては、安芸高田市環境条例に基づき設置されます環境審議会委員として、学識経験を有する者について月額1万3,000円、その他の者について月額7,000円を追加するものであります。また、行政改革懇話会委員につきましては、第2次行政改革に伴い設置

いたします行政改革推進懇話会委員として、学識経験を有する者について月額1万3,000円、その他の者について月額7,000円を追加するものがあります。

次に、議案第10号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明いたします。

本案は、八千代湖畔に国土交通省の御協力によって整備いたしましたBMXコース及びグラウンドゴルフ場並びに公衆便所を管理するため、既定の条例にそれぞれ追加をするものであります。

また、施設所在地番等が不明確であったため、あわせて関係表を改正するものでございます。

次に、議案第11号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法第701条及び701条の2の規定では、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すものとされており、その税率は、入湯客1人1日について150円を標準とされております。本市におきましても、これまで神楽門前湯治村及びたかみや湯の森の入湯税を150円と設定してきたところであります。

しかしながら、昨今の社会経済情勢の変化や本市の財政状況、また、これら2つの観光施設の利用者の減少などの状況を勘案いたし、施設の運転資金の確保と運営の安定化を図るため、このたび入湯税の額を一部変更するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑があれば議案番号を指定して一括して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 議案第7号でございますが、特別職の職員の非常勤の報酬の一部改正でございますが、このうち従来月額15万円であったものが、今回人権会館指導員ということで18.6%アップの提案がございます。この主なる理由はどういったことなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第7号の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」の中の人権会館指導員の月額報酬を15万円から17万8,000円に改正するという内容についての御質疑でございます。

非常勤職員につきましては、それぞれ条例の中で一覧表にてそれぞれ表示をさせていただいております。そういった中で、特にこの人権会館指導員につきましても、先ほど提案理由の説明の中でもありましたように、事務事業を新たに追加するというのもございます。そういった中

で、これまで他の非常勤の特別職の職と比較をして今回の事務量の増に伴う中で17万8,000円という金額に改めさせていただき提案をさせていただいたところでございます。17万8,000円の非常勤の特別職につきましては、それぞれ社会福祉指導員あるいは水道施設監視員、エコミュージアム指導員等がそれぞれ17万8,000円という月額報酬で定められておるところでございます。全体的な事務量の勘案の中で17万8,000円ということに改正を提案をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
16番 入本和男君。

○入本議員 議案第11号について伺います。この入湯税は、本来は基金として安芸高田市の場合は積み立てておったわけですが、修繕費等ですね、これに対する今後の運営について支障が出るような気がしますが、その点についての対応はどのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 議案第11号についての入湯税のこのたびの税の減額についての提案についての御質疑でございます。

先ほど御意見いただきましたこれまで入湯税につきましては相当額を将来の大型修繕等にも充当するという事で基金積み立てをしてきております。この2カ所、湯治村、それからたかみや湯の森については、御存じいただくように一昨年、その一昨々年前にそれぞれ大きなリニューアルをさせていただいておるところでございます。

そういったこともございまして、これまでのこの2施設の経営面についての状況につきましては、それぞれ決算を報告をさせていただいた中で、非常にいろいろな社会情勢の変化等にもありまして、経営が非常に苦しい状況にございます。そういった中で、1つの手法としてこのたび入湯税を減額することによって、減額分がそれぞれの各施設の運営資金に充当できるということで検討をさせていただいて、このたびのこういった入湯税の減額による手法をとらせていただいたということでございます。

御心配いただいたこれからの大型リニューアル等についての心配ということですが、当面の経営努力をこういった手法で対応していつて、将来に向けてはまた検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
16番 入本和男君。

○入本議員 議案第6号でございますが、常設の室の増はわかったんですが、農産物物流促進とか、それから地域高規格道路の推進は本市としても重要課



題の1つの課だったと思いますが、この課を統合することによって推進事業が進捗状況がおくれるのではないかというような気もするわけですが、その点について具体的なもう少し踏み込んだ説明をいただければというふうに思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 議案の第6号の分掌事務の一部改正でございます。

廃止の2室についての件でございますが、農産物流通促進室については、これまでは地域営農課の課内室として設置をしてきてまいりました。この1年間、課内室としての組織機能で関係団体等との連携の中で農業振興にかかわってきておったわけですが、いわゆる農産物の流通あるいは生産拡大についても地域営農課全体の中での農業振興の関連が非常に強いということがございます。そういった中で、外郭団体、特にJAさん等との連携につきましても、やはり窓口一本化の方が連携が密にできるのではなかろうかというような状況もありまして、このたび室を廃止をいたしまして、地域営農課一本で農業振興についての窓口を調整をしていくという方法で整理をさせていただいたところでございます。

それから、地域高規格道路推進室につきましても、提案理由の中でも市長の方から申し上げましたが、吉田地域等の用地交渉等のめどがついております。これから職員人数の減というふうな中で、建設課の中に統合して1つの高規格あるいは主要地方道の中で建設課として高規格道路を担当していくということで、道路整備の窓口の方もこれで一本化をしていくということで建設課の方に統合していくということで今回整理をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 議案第4号でございますが、7ページから改正後のところに勤務時間が、市長が必要と認めるときはこれを延長し、またはこれを短縮することができますとありますが、それ以降にそういう文面が出てくるわけですが、これに対する説明をお願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時48分 休憩

午前 11時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務課長 沖野文雄君。

○沖野総務課長 利用時間の変更につきまして市長の承認を得て変更することができるという説明であろうと思います。これは例えばふれあいセンターなどは社会福祉協議会などに指定管理を出しております。一律に8時半から5時15分までということが運営上難しい場合、また延ばす必要がある場合は市長の承認を得て利用時間を延ばすことができるという、こういう規定を設けておるものでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本6件については、総務企画常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第8号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について

○藤井議長 日程第13、議案第8号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第8号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、広島県市町総合事務組合の事務所の位置について、耐震不足である広島県自治会館から広島県土地改良会館へ位置を変更すること、及び組合を組織する甲奴衛生組合が平成22年3月31日をもって組合を解散するため脱退することに伴う組合規約の変更について、議会の議決を求めらるるものであります。

慎重なる審議をいただき、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、要点について御説明を申し上げます。説明資料の方で説明申し上げます。

1ページの上段に議決が必要とする根拠を示しております。下段の変更内容につきましては、事務組合事務所の位置を広島県中区基町10番3号、広島県自治会館前から、広島市中区鉄砲町4番1号へ変更すること及び甲奴衛生組合が事務組合から脱退する内容となっております。

委員につきましては、広島県市町総合事務組合事務局が入居しております広島県自治会館は、県庁構内に位置し、財団法人広島県自治協会が

所有管理をしておりますが、この会館は既に築50年を経過をしております、今後の維持管理につきましては空調設備や水回り等の大規模な施設改修が必要と見込まれ、その資金を確保することがあること及び県誘致であるため敷地使用料を負担している空き室の増加により、現状の使用料を維持することが非常に困難であると。並びに、公益法人改革により管理者の財団法人広島県自治協会は、公益認定を取得することが困難であり、今後事務室等を使用料収入に対しての優遇税制が見込めないことから、自治会館を県に寄附することとされております。このことから、今般、広島県市町総合事務組合の所在地を広島県土地改良会館の5階に移転したいとするものです。

また、甲奴衛生組合は昭和39年に設立し、関係地方公共団体でし尿処理に関する事務を共同で行ってまいりましたが、市町村合併により組合を組織する5団体が三次市、府中市及び庄原市の3団体となり、それぞれの団体でし尿を処理することが、より住民に密着したサービスができるとして平成22年3月31日限りで組合を解散するというものでございます。これに伴い、広島市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合事務所の位置の変更及び組合規約の変更について、議案を提出するものでございます。

3ページ以降は、組合規約の変更に係る新旧対照表を掲載しております。

なお、附則におきましては、この規約は平成22年4月1日から施行することを定めたものでございます。以上でございます。

○藤井議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。これより、議案第8号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。この際、13時まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

〇藤井議長 休憩を解いて会議を再開いたします。

- 日程第14 議案第9号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例の件
- 日程第15 議案第12号 安芸高田市環境基本条例
- 日程第16 議案第13号 安芸高田市児童館条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第21号 安芸高田市文化財保護条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第22号 安芸高田市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第23号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第24号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第25号 安芸高田市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第53号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件

〇藤井議長 日程第14、議案第9号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件から、日程第24、議案第53号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件まで、11件を一括して議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

〇浜田市長 議案第9号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明いたします。

広島県の事務を処理する特例を定める条例の規定に基づき、一般廃棄物処理施設に係る事務が、平成22年4月1日より安芸高田市に移譲されます。これに伴い、一般廃棄物処理施設の設置、譲り受け、また施設設置法人の合併等申請について、事務手数料を定めるものであります。

また、広島県屋外広告物条例で定める手数料に係る条文を削除する条例改正が行われることに伴い、安芸高田市手数料条例の付表の名称のうち、根拠規定として表示していた県条例の名称を削除するものであります。

次に、議案第12号「安芸高田市環境基本条例」の制定について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、環境基本法に基づき、人と自然が共生できる環境負荷の少ない社会の実現を目指し、恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくため、基本理念を掲げ、市、市民等、事業者及び所有者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めるため、新たに条例を制定することについて、議会の議決を求めるものであります。

す。

なお、条例策定に当たりましては、環境基本条例策定委員会を設置いたし、委員の皆様から幅広い意見をいただきながら、条例案を策定してまいりました。

次に、議案第13号「安芸高田市児童館条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、児童福祉法第40条に基づき、子育て支援を目的に市が設置しております、3カ所の児童館の利用時間を延長することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明いたします。

本案は、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、子育て支援を目的に市が設置しております、10カ所の児童クラブの利用時間を延長することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号「安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、安芸高田市診療所条例の別表第1及び第2中、安芸高田市美土里町生田2968番地、安芸高田市北生診療所を、平成22年3月31日をもって閉鎖することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第21号「安芸高田市文化財保護条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成22年4月1日から、埋蔵文化財関係事務を広島県より移譲を受けることに伴い、関係する規定を追加するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号「安芸高田市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、第2次行政改革大綱に基づき、委員定数の見直しを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第23号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、安芸高田市文化センター設置及び管理条例第4条に規定する文化センター休館日について、利用実態に即した内容の規定にするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は、安芸高田市立図書館を業務委託にするため、職員に係る規定を追加すること、また、図書館の名称、休館日及び開館時間について、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号「安芸高田市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、甲田支所に収蔵庫を設置したことに伴い、甲田郷土館を廃止

すること、また、吉田歴史民俗資料館を安芸高田市歴史民俗博物館に名称変更するなど、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成22年2月3日に公布されたことに伴い、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、安芸高田市国民健康保険運営協議会に、平成22年2月10日に諮問し、平成22年2月17日、可とする旨の答申を受けたものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑があれば議案番号を指定して一括して質疑を行ってください。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本11件については、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第16号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【向原農村交流館やすらぎ 再指定】

日程第26 議案第17号 安芸高田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

日程第27 議案第18号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

日程第28 議案第19号 財産の取得について【雇用促進住宅吉田宿舎】

日程第29 議案第20号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第25、議案第16号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について【向原農村交流館やすらぎ 再指定】」の件から、日程第29、議案第20号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」の件まで、5件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第16号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由を御説明いたします。

本案は、安芸高田市向原農村交流館の管理運営を農村交流館特産品振興会に行わせることについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号「安芸高田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、工場等の新設のために取得する面積の下限を下げ、企業立地をより積極的に奨励し、若者定住のための施策とするため、平成19年に制定しました本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、近年地価の全国的な下落や、大規模な市町村合併の進行により、道路周辺の評価額が大きく変動したことから、国及び県の料金に準拠して、今回、本市の道路占用料を改定するものであります。

次に、議案第19号「財産の取得について」の提案理由の御説明をいたします。

本案は、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、現在、独立行政法人雇用・能力開発機構が管理しております雇用促進住宅吉田宿舎の取得に関する件につきまして、議案を上程するものであります。

なお、平成20年8月から独立行政法人雇用・能力開発機構と協議の上、合意に達したものであります。

次に、議案第20号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は、先ほど上程いたしました独立行政法人雇用・能力開発機構から購入いたします雇用促進住宅吉田宿舎を、安芸高田市有の住宅として管理をしていくために安芸高田市有住宅条例の一部を改正し、必要な事項を追加するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑があれば議案番号を指定して一括して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本5件については、産業建設常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第26号 平成21年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)

○藤井議長 日程第30、議案第26号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第26号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、9億4,400万9,000円を減額し、予算の総額を227億5,396万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方特例交付金205万7,000円、国庫支出金6,356万6,000円、寄附金509万9,000円をそれぞれ追加し、分担金及び負

担金369万1,000円、使用料及び手数料444万5,000円、県支出金1,215万円、財産収入5万7,000円、繰入金2,943万4,000円、諸収入1,305万4,000円、市債9億5,190万円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、総務費2億440万8,000円を追加し、議会費157万8,000円、民生費4,502万6,000円、衛生費9億9,053万円、農林水産業費452万3,000円、土木費3,348万4,000円、消防費3,246万1,000円、教育費2,342万9,000円、災害復旧費448万9,000円、公債費1,289万7,000円をそれぞれ減額をするものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、17億994万6,000円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を20億4,800万円と定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第26号の要点説明を申し上げます。一般会計補正予算(第6号)の要点についてでございます。

このたびの補正につきましては、年度末を迎え、事務事業の執行見込みに伴う予算整理、計数整理がほとんどを占めております。

それでは、予算書の10ページをお開き願います。歳入でございますが、9款の地方特例交付金205万7,000円の増額は、交付金の確定に伴う予算の調整でございます。12款の分担金及び負担金、1項の分担金304万3,000円の減額は、事業量の確定に伴い、テレビ放送難視聴解消施設整備事業分担金を229万4,000円、基盤整備事業費分担金を1万9,000円、農地災害復旧事業分担金を73万円、それぞれ減額するものでございます。

2項の負担金64万8,000円の減額は、入所入園児の増に伴う幼稚園、保育所、児童クラブ保護者負担金の増と、事務事業執行見込みに伴う老人保護措置費と中学校費負担金の減額でございます。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料158万4,000円の減額は、実績見込みによる各種施設使用料、診療所使用料等の予算調整でございます。2項の手数料286万1,000円の減額は、戸籍住民基本台帳手数料、し尿処理手数料の減額が主なものでございます。

12ページをお願いいたします。14款の国庫支出金、1項の国庫負担金951万9,000円の減額は、事務事業の執行見込みに伴う社会福祉費、児童福祉費国庫負担金の調整と事業量の確定に伴う土木災害復旧事業費負担金の減でございます。2項の国庫補助金7,236万円の増額は、事務事業費の精算見込みに伴う補助金の調整と地域活性化臨時交付金の交付額の決定による増額で、小・中学校耐震化推進事業費に充当いたします。公共



投資臨時交付金2億1,869万6,000円の増が主なものでございます。3項の委託金72万5,000円の増額は、外国人登録事務費委託金の増でございます。

15款の県支出金、1項県負担金501万1,000円の増額、2項の県補助金945万6,000円の減額、14ページに参りまして、3項の委託金231万7,000円の増額は、いずれも事務事業の執行見込みに伴う予算調整でございます。

16款の財産収入、1項の財産運用収入5万7,000円の減額は、基金運用利益の減でございます。

16ページをお願いいたします。17款の寄附金509万9,000円の増額は、小・中学校の備品整備のための一般寄附349万9,000円とふるさと応援寄附金160万円の増でございます。

18款の繰入金、3項の基金繰入金2,943万4,000円の減額は、事業執行見込みに伴う清流園施設改修基金繰入金3,054万2,000円の減額と基金運用利子で果実運用基金であります地域福祉基金と地域振興基金繰入金、また地域活性化・生活対策基金及びふるさと応援寄附金繰入金の予算調整でございます。

20款の諸収入、2項の市預金利子308万2,000円、3項の貸付金元利収入5万円の増額は、歳計現金の預金利子及び中小企業資金貸付金の借り受け者からの償還金の増でございます。5項の雑入1,618万6,000円の減額は各種雑入の予算調整で、大きなものは消防団員退職者見込み人数の減でございます。

18ページをお願いいたします。21款の市債は総額で9億5,190万円の減額で、総務債ほか、次の20、21ページをお願いいたします、執行見込み等に伴うそれぞれの事業に充当しております起債の調整でございます。

続きまして、歳出でございます。22ページをお願いいたします。ほとんどの費目が減額となっておりますが、減額する事業につきましては、事務事業費、事業量の確定、事業執行見込み等に基づく予算整理によるものでございます。款ごとに増減額の大きな事業のみ説明欄により説明を申し上げます。

1款の議会費は158万7,000円の減額で、事務事業の精算見込みに伴う予算整理でございます。

2款の総務費は2億440万8,000円の増額でございます。1項の総務管理費、1目の一般管理費370万1,000円の増額は、人事給与電算システムの改修費322万4,000円、県派遣職員負担金62万円の増額が主なものでございます。24ページをお願いいたします。6目の基金管理費は2億784万8,000円の増額で、財政調整基金1億1,426万1,000円及び26ページに移りまして、減債基金6,797万8,000円の増額につきましては、これまでの補正予算において取り崩した減債基金への補てんとこのたびの補正予算における余裕資金分を新たに財政調整基金に積み立てるものでございます。美土里町神楽門前湯治村育成基金690万9,000円及びたかみや湯の森管理

基金1,616万9,000円の増額につきましては、将来の設備改修に備え基金に積み立てるものでございます。また、ふるさと応援基金は、寄附相当額の積み立て、その他の基金は基金運用利子相当額の予算整理でございます。7目の企画費3,253万3,000円の減額につきましては、事務事業の精算見込みに伴う予算整理で、主なものは葬斎場施設整備事業の、28ページに移ります、測量業務及び調査業務委託料の減でございます。30ページをお願いいたします。11行目の行政情報処理費5,000万円の増額は、国の第2次補正予算に伴いますテレビ中継局助成事業6,900万円の追加が主なものでございます。15目の地域振興費は、事業費の精算見込みに伴う費目組み替えと地域活性化・経済危機対策臨時交付金の交付額変更による財源組み替えでございます。

34ページをお願いいたします。3款の民生費は、4,502万6,000円の減額でございます。2目の障害者福祉費270万円の増額は、サービス利用者の見込み増に伴う障害者自立支援訓練等給付事業費の増でございます。3目の老人福祉費4,125万9,000円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理で、大きく減額となるものは下段の後期高齢者医療広域連合負担金2,800万円の減でございます。40ページをお願いいたします。6目の子ども手当費730万8,000円の増額は、平成22年度からの子ども手当創設に当たり、国の第2次補正予算に伴う電算システム改修業務委託料を計上いたすものでございます。

4款の衛生費は9億9,053万円の減額です。1項の保健衛生費6,160万7,000円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理で、大きな減額は42ページに移りまして、4目の環境衛生費の浄化槽整備事業特別会計繰出金202万4,000円、簡易水道特別会計繰出金2,264万円及び水道事業会計への出資金1,200万円の減が主なものでございます。2項の清掃費9億2,892万3,000円の減額は、事業費の精算見込みに伴う予算整理でございます。大きな減額は、44ページに移りまして、3目のし尿処理施設建設費9億2,059万円の減が主なものでございます。これは総合評価入札方式による事業費の減額と事業の進捗状況による事業費の年度割額変更に伴う減額でございます。

44ページから51ページの6款の農林水産業費452万3,000円の減につきましては、事務事業の精算見込みに伴う予算整理でございます。

50ページをお願いいたします。8款の土木費3,348万4,000円の減額でございます。2目の道路維持費3,025万円の増額は、52ページに移りまして、市道、県道の除雪委託費の増でございます。3目の道路新設改良費3,197万円の減額は、事業量の精算見込みに伴う予算整理で、主なものは市道改良事業費の調査設計監理委託料と工事委託料及び公有財産購入費の減でございます。続きまして、54ページをお願いいたします。4項の都市計画費1,681万3,000円の減額は、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金の減でございます。5項の住宅費1,517万8,000円の減額は、事業量の精算見込みによる予算整理

で、主なものは住宅建設費の公有財産購入費と補償費の減でございます。

56ページをお願いいたします。56ページから63ページまでの9款の消防費3,246万1,000円の減額は、事務事業の決算見込みによる予算整理でございます。大きな減額は2目の非常備消防費で、消防団退職者の見込み数の減による退職報償金1,291万2,000円の減額が主なものでございます。

62ページをお願いいたします。62ページから79ページの10款の教育費2,342万9,000円の減額は、事務事業の精算見込みによる予算整理でございます。2目の事務局費は、小・中学校耐震化推進事業費における国の地域活性化・公共投資臨時交付金交付額の確定に伴い、財源を地方債から国庫補助金へ組み替えをいたすものでございます。

78ページをお願いいたします。11款の災害復旧費448万9,000円の減額は、事業費の確定による財源組み替えと予算整理でございます。

12款の公債費1,289万7,000円の減額は、事業の繰り越し等による借入金利子の見込み額の減でございます。

恐れ入ります、初めの4ページにお戻りください。第2表の繰越明許費の補正でございます。地上波デジタル放送対策事業費を6,900万円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の基幹集会所等整備改修事業費から社会体育施設改修事業費までの10事業、合わせて3億4,922万9,000円、中段の子ども手当給付事業費を250万円、圃場整備事業費を1,435万円、農道整備事業費を380万円、林道新設改良事業費を3,050万円、国庫補助事業、市場宮ノ場線改良事業費を1,020万円、地方特定道路整備事業一本木小山線改良事業費2工区を710万円、公共下水道事業特別会計繰出金を5,680万円、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金を3,420万円、全国瞬時警報システム整備事業費を800万円、学校規模適正化事業計画策定事業費を34万5,000円、小・中学校耐震化事業費を11億1,965万2,000円、公共土木災害復旧事業費を420万円、合計23事業、17億994万6,000円を限度額とする繰越明許費の補正を行うものでございます。

5ページの第3表の地方債補正でございますが、総務事業債を6,760万円増額して9,920万円に、衛生事業債を7億4,110万円減額して2億3,270万円に、農林水産事業債を1,380万円減額して6,750万円に、土木事業債を3,790万円減額して1億5,480万円に、消防事業債を460万円減額して4,830万円、教育事業債を1億9,480万円減額して2億3,080万円に、特別会計繰出債を850万円減額して1億7,950万円に、一般会計出資債を1,200万円減額して4,080万円に、災害復旧事業債を680万円減額して1,410万円とし、補正後の借入限度額を20億4,800万円とするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 前重昌敬君。

○前重議員

ページ数でいいますと31ページでございます。行政情報等に要する経

費の中で、テレビ中継局整備助成金6,900万円とございますが、これのちょっと内訳を教えてくださいと思います。

それと、今のページでいいましたら41ページの放課後児童クラブ運営費の中で、児童クラブ指導委託料、これが減額の100万となっておりますが、今のお話の中で、児童入所の保育さん、また入園の保育さん等がふえる中で、小学校もそうだと思うんですが、そうした指導の委託料減額というのがちょっとどうなのかというところの御説明をいただければと思います。

最後にありました、ページで59ページ、消防費、常備消防の形で消防団員退職報償金、当初これが予算では2,500万の予算の中で、減額は約半分の費用ということでございます。この辺が若干今までの成り行きがどうだったのか。退職ということになると、ある程度早目な情報が入ってきてるのではないかなという形でもないんですが、その辺の3点のことをちょっと教えてくださいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、1点目と3点目についての質疑についてお答え申し上げます。

1点目の、地上波デジタルの關係のテレビ中継局の整備助成の6,900万円の増ということでございます。現在、地上波デジタル対応への事業として、共聴施設への補助を中心に、来年の7月から地デジの対応へということで事業を取り組んできておりますが、このたびのテレビ中継局の増設事業へ対しての市としての助成事業でございます。これは美土里、高宮、甲田の3町の区域にテレビ中継局がございますが、これのテレビ中継局に新広島テレビとホームテレビの電波を乗せるということで、難視聴地域の解消をしていくという方法で、今回、国の補助金を受けて事業を実施するというものでございます。

総事業費が約2億9,000万円で、そのうち3分の2が国庫補助金でございます。残りの3分の1が市が負担ということでございますが、これを過疎債で充当して対応してまいりたいということで、今回の国の補助金の内示を受けて、今回補正をさせていただいたということでございます。

それから、3点目の非常備消防の退職報償金の関係でございますが、当初50名の退職を見込んでスタートしておりまして、実際にこのたびが34名ということで、残り分を減額をさせていただいたということでございます。消防団の辞令が1月1日ということでございまして、12月の時点で新たな団員さん、それから退職される団員さんが確定をするということでございます。そういったことで、このたび3月の最終で補正をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 41ページの放課後児童クラブの運営費の委託料200万円の減でございますが、児童館3カ所、児童クラブ9カ所、トータル12カ所、NPO法人

子育て応援隊かんがる一へ委託しております。当初、契約5,523万8,000円で契約しておりましたが、NPO法人の方で効率的な運営をしていただきまして、人件費の精算見込み、決算見込みをしたところによりますと、約200万円の減でできるのではないだろうかということをしていただきまして、今回、決算見込み5,323万8,000円ということで、今回減額するものでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

7番 先川和幸君。

○先川議員 4ページですね、教育費の小・中学校耐震化事業11億云々の繰り越し理由ですね、教えていただきたいと思えます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 学校耐震化の事業の繰り越しでございますけれども、実は吉小、それから吉中につきましては、コンクリート強度もないというふうなことが設計の段階で判明をいたしまして、コアを抜いてコンクリート強度を再度調査をすると、そういったことがございました。そうしたことで、極めて低い強度の建物であるということが判明をいたしまして、それに対しては既存のいわゆるやり方ではなしに、強度を上げたやり方をせざるを得ないということで、設計上種々検討もしましたし、さらに評価につきましても、ただ単に設計だけではなしに、設計を審査をする機関ございまして、それは審査をするということの手続があります。

昨年度からいわゆる広島県内の県立の学校を含めて、いわゆるこうした耐震工事が集中しておりまして、審査委員会に非常に時間がかかるということがございまして、1月の末にやっと審査委員会の許可がおりたという状況になっております。それをもって積算をし、そして入札業務にかかっているという状況になっておりますので、このたび繰り越しのお願いをすることになったところでございます。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 29ページの子ども農山漁村交流プロジェクト事業費でございます。

242万5,000円の減額ということで、これは今年度当初予算の中で一般業務に関する委託料とか計画作成業務委託料で計上してあったと記憶しておるんですが、政権交代によりましてこの事業は全体予算額の縮減ということが出てたように思うんですが、ここらあたりは全くこれでこの事業はもうやめられるのかどうかという点が1点お伺いしたいと思えます。

それから、2点目として、49ページの畜産振興費の単独補助費、和牛改良組合補助金の51万9,000円というふうな減額になっておりますが、この減額内容についてお伺いしたいと思えます。以上、2点お願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 最初の農山漁村交流プロジェクト事業についての減額の今後の市の対応ということでございますが、議員の御質問にありましたように、大幅な国の方の予算が縮減をされたということでございます。これを受けまして、市の方で検討委員会等でいろいろ協議をさせていただいた中で、ただ事業の目的とすれば非常に安芸高田市にとっても今後の大きな課題に対応する事業の内容であるということで、このたびの事業ではなかなか採択では難しいだろうということで、今回の事業については手をおろすということでまとめをいただいたんですが、今後においては、こういったこのたびの事業目的に沿った新たな事業展開が必要であるということで、今後においては、国や県の動向を見ながらこういった事業の展開も将来十分に検討していくべきということで、御協議をいただいて一定のまとめをいただいたということで、現在は整理をさせていただいております。以上であります。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 金岡英雄君。

○金岡産業振興部長 それでは、49ページの上の線のところにあります和牛改良組合補助金、減額51万9,000円について御説明をさせていただきます。

これは安芸高田市と豊栄町との境にあるところへ広島和牛放牧モデル事業を県のモデル事業として実施したものでございますが、そこでいわゆる放牧に際しまして、水飲み場の設置あるいは電さくをソーラーシステムでやるという、それとか全体の事業をやる中で、それらの水飲み場あるいはソーラーシステムが現状で当初より設置がなくてもできたということで、水飲み場については自然に流れてる水が確保できた、またソーラーシステムについては効率よくさくができたので、4カ所できたものを2カ所で済んだということで、それら減額をさせていただいております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、議案第26号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第27号 平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○藤井議長 日程第31、議案第27号「平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第27号「平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,643万7,000円を追加し、予算の総額を37億1,153万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、療養給付費等交付金3,050万円、財産収入49万円をそれぞれ追加し、国庫支出金220万3,000円、県支出金235万円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、保険給付費3,615万円、基金積立金49万円をそれぞれ追加し、保健事業費1,020万3,000円を減額するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 それでは、議案第27号「平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、要点の御説明を申し上げます。

8ページ、歳入でございますが、8ページ、9ページお願いします。第3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費負担金、1節現年度分14万7,000円の増額は、歳出の一般被保険者保険給付費の増額によるものでございます。4目特定健康診査等負担金、1節の現年度分312万8,000円の減額は、特定健診等事業費減額に伴う国庫負担分の減額でございます。2節過年度分77万8,000円の増額は、特定健康診査等国庫負担金過年度分の追加交付によるものでございます。

4款県支出金、1項県負担金、2目特定健診等負担金、1節現年度分312万8,000円の減額は、特定健診等事業費減額による県負担分の減額によるものでございます。2節過年度分77万8,000円の増額は、特定健診等県負担金過年度分の追加交付によるものでございます。

5款療養給付費交付金、1節現年度分3,050万円の増額は、歳出の退職被保険者保険給付費の増額に伴うものでございます。

9款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金49万円の増額は、

基金利子の増額でございます。

続いて、歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いします。
2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者療養給付費2,500万円の増額は、退職被保険者増及び受診件数の増によるものでございます。3目一般被保険者療養給付費65万円の増額は国保資格の遡及取得に伴う被保険者への保険給付費償還払いでございます。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費500万円増額、2目退職被保険者等高額療養費550万円の増額は、いずれも支給額の増が主な理由でございます。

8款保健事業費、1項特定健診等事業費、1目特定健康診査等事業費、13節委託料969万9,000円の減額は、特定健康診査の受診件数の減などが主な理由でございます。14節使用料及び賃借料50万4,000円の減額は、当初別計上しておりました器具借り上げ料が特定健診業務委託料の中で込みの一括契約になったため減額するものでございます。

9款基金積立金、1項基金積立金、財政調整基金積立金49万円の増額は、歳入で御説明いたしました利子を財政調整基金に積み立てるものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。

これより、議案第27号「平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第28号 平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算  
(第2号)

○藤井議長 日程第32、議案第28号「平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第28号「平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第2



号) 」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ755万9,000円を減額し、予算の総額を1,463万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、支払い基金交付金378万3,000円、国庫支出金251万5,000円、県支出金62万6,000円、繰入金63万5,000円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、医療諸費755万9,000円を減額するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 議案第28号「平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第2号）」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお願いします。歳入でございますが、1款支払い基金交付金、1交付金支払い基金交付金378万3,000円の減額及び2款国庫支出金、1項負担金、1目医療費負担金の251万5,000円の減額、次の3款県支出金、1項県負担金62万6,000円の減額もそれぞれ同様に歳出の医療給付費の減によるものでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金63万5,000円の減額も、それぞれ医療給付費等の一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

10ページ、11ページをお願いします。歳出でございますが、1款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、20節の扶助費712万円の減額、これは月おくれ請求や過誤請求に伴う医療費で、当初の見積もりより医療費が伸びなかったもので減額するものでございます。2目医療費支給費、20節の扶助費43万2,000円の減額は、未請求等の現金給付分が当初の見積もりより少なかったものでございます。3目審査支払い手数料7,000円の減額は、審査件数等の減により減額するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、議案第28号「平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。この際、2時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時03分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第29号 平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○藤井議長 日程第33、議案第29号「平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第29号「平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,785万円を減額し、予算の総額を3億8,673万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料1,425万1,000円、繰入金359万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1,785万円を減額するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 それでは、議案第29号「平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお願いします。歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料1,425万1,000円の減額は、仮算定時の保険料算出基礎所得より本算定時の所得が減少したため、及び保険料の特別軽減措置が実施されたためでございます。1目特別徴収保険料の減額は、本算定による保険料の減額と国による平成20年度特別対策により均等割の軽減となり、また年間保険料額が減額となった方は平成21年7月から9月分まで、本算定まで特別徴収から普通徴収になります。あわせて、申し出により

保険料の特別徴収対象から普通徴収への移行による減額が主なものでございます。2目普通徴収保険料、1節現年度分622万3,000円の増額は、申し出による納付方法の変更及び国の特別対策により、特徴からの移行によるものが主なものでございます。2節滞納繰り越し分3,000円の減額は、賦課更正による減額でございます。

4款繰入金、一般会計繰入金、2目の保険基盤安定繰入金359万9,000円の減額は、本算定により繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページ、11ページお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,785万円の減額は、本算定による保険料の減額、並びに今回の保険料の特別徴収措置により保険料が減額となったので、その分後期高齢者広域連合へ支払う保険料相当額の負担金も減額になったものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、議案第29号「平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第30号 平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○藤井議長 日程第34、議案第30号「平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第30号「平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,861万1,000円を追加し、予算の総額を38億870万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、保険料100万円、支払い基金交付金905万円、県

支出金1,739万9,000円、繰入金332万1,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金210万1,000円、財産収入5万8,000円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、保険給付費3,250万円、諸支出金5万5,000円をそれぞれ追加し、地域支援事業費383万1,000円、基金積立金11万3,000円をそれぞれ減額をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 議案第30号「平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）」の要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成21年度事業執行見込みに基づき、介護給付費などの補正を行うものでございます。

8ページ、9ページお願いします。歳入でございますが、1款保険料100万円は、特徴及び普徴の組み替えと滞納繰り越し分の100万円の増額が主なものでございます。

3款国庫支出金210万1,000円の減額で主なものは、介護給付費負担金620万円の減額、これは施設給付費が国庫負担率20から15%に減額となったものでございます。また、国庫補助金409万9,000円は、介護給付費がふえたために増額するものでございます。

次に、4款支払い基金交付金905万円の増額は、歳出の介護給付費がふえたための増額するものでございます。

5款県支出金1,739万9,000円の増額の主なものは介護給付費負担金1,676万2,000円、これは施設給付費分がふえたための増額で、施設給付費は県負担率が12.5%から17.5%に増額になったものでございます。

6款財産収入5万8,000円の減額は、保有している基金の運用利子の減額でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。8款繰入金、1項基金繰入金、1目介護給付費給付準備基金繰入金1,310万5,000円の増額は、歳出の介護給付費の増額に対し、介護保険料不足分を基金から繰り入れるものでございます。2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金835万円の減額は、国からこの基金の取り崩し方法の通知が来ましたので、国の指導による計算に改めたことによる減額でございます。2項一般会計繰入金143万4,000円の減額は、歳出の介護給付費、地域支援事業の増減によるものでございます。

歳出につきましては、12、13ページをお願いいたします。2款保険給付費3,250万円の増額は、それぞれ保険給付費の執行見込み、各サービスの利用者の増加及び介護報酬単価の増加等により増額するものでございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費91万1,000円の減額は、通所型介護予防事業委託料等増減によるものでございます。2目介護予防一般高齢者施策事業費142万円の減額は、生きがいデイサービス事業委託料の減額でございます。

14、15ページお願いします。2項包括的支援事業・任意事業費、1目一般管理費は、財源の振りかえでございます。3目総合相談事業費6万7,000円の増額、4目権利擁護事業費6万7,000円の減額。6目任意事業費150万円の減額は、それぞれ執行見込みによる増減でございます。そのうちの18の備品購入費150万円の減は、緊急通報装置の設置費の減でございます。

5款基金積立金11万3,000円の減額は、歳入の基金運用利子の減によるものでございます。

6款諸支出金5万5,000円は、死亡等により過誤納となった保険料の還付金を増額するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りいたします。  
これより、議案第30号「平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）」の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第31号 平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○藤井議長 日程第35、議案第31号「平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第31号「平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由の御説明をいたします。
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ885万4,000円

を追加し、予算の総額を5億5,490万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金109万円、使用料及び手数料307万円、国庫支出金1,320万円、諸収入221万5,000円をそれぞれ追加し、繰入金942万1,000円、市債130万円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、施設費1,120万2,000円を追加し、総務費159万9,000円、公債費74万9,000円をそれぞれ減額をするものであります。

次に、繰越明許費の変更であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として2億2,340万円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を1億4,700万円と定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長 議案第31号「平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」について、要点の御説明をいたします。

今回の補正の主なものにつきましては、事業の精算見込みに伴うものでございます。

歳入から御説明をさせていただきますので、10ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金の分担金でございますが109万円、2款使用料及び手数料の下水道使用料を307万円、3款国庫支出金では1,320万円を特定環境保全公共下水道会計から組み替えてそれぞれ追加し、4款繰入金、1項他会計繰入金の一般会計繰入金では942万1,000円を減額、6款諸収入の雑入では消費税の確定によりまして221万5,000円を追加させていただいております。7款市債におきましては公共下水道事業債130万円を減額しております。

次に、歳出でございますが、12ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費の一般管理費におきましては、消費税の確定により減額とし、2款施設費、1項施設管理費では、事業費の中継ポンプの修繕により増額、役務費では汚濁処分場の確定見込みによりまして減額をしております。2項施設建設費では、事業の精算見込みに伴い、委託料では設計委託業務で1,310万円の減額、工事請負費では工事の精算見込みに伴いまして2,450万円の増額をお願いしております。

4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費の補正でございますが、下水道事業の精算見込みに伴いまして、下水管路布設工事の一部繰り越しについて額が確定しましたことから、補正前の額へ1億1,550万円を増額し、補正後の額を2億2,340万円とさせていただくものでございます。

工事の内容につきましては、現在、管路工事を実施しておりますイズ

ミ周辺の水道管移設工事が新たに生じたことで繰り越しになるもの、またJA農協本所前の管路工事におきましては、国道交差点改良工事と同時施工としてるため、この調整により工事の内容や工期変更を生じ、繰り越しをお願いする2カ所の工事でございます。また、工事に関連をして、中継ポンプ2カ所の工事もあわせまして繰り越しをお願いしているものでございます。

5ページ、第3表、地方債の補正でございますが、補正前の額から130万円を減額し、補正額の補正後の額を1億4,700万円とさせていただきます。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、議案第31号「平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第32号 平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

○藤井議長

日程第36、議案第32号「平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第32号「平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」についての提案理由を御説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,157万5,000円を減額し、予算の総額を6億3,090万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料62万6,000円を追加し、分担金及び負担金2,971万6,000円、国庫支出金1,320万円、繰入金739万2,000円、諸収入189万3,000円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、施設費5,090万円、公債費67万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費の変更であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として1億3,180万円を繰越明許費とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長 議案第32号「平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」の要点の説明を行います。

なお、今回の補正につきましては、事業の精算見込みに伴うものでございます。

歳入から御説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金の加入者分担金では、加入者数の増に伴い89万9,000円を増額、負担金の3,061万5,000円は、県道吉田豊栄線の県道道路改良の工事の縮小によりまして減額するものでございます。

2款使用料及び手数料では、下水道使用料62万6,000円を増額、3款1項国庫補助金の1,320万円の減額は、公共下水道会計への組み替えをいたしております。

4款繰入金の1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金を739万2,000円減額、6款諸収入の1項雑入の減額189万3,000円は、消費税の確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、事務経費をお願いいたします。2款施設費の1項施設管理費では、需用費で各処理区におきます光熱水費や消耗品並びに向原地区の施設の修繕料などで95万円の減額、役務費では、八千代、向原の汚濁処分場の確定見込みで45万3,000円を追加、使用料及び賃借料では、複写機のリース期間の満期によりまして10万3,000円の減額をさせていただきます。2項施設建設費では、各処理区の事業の精算に伴いまして、需用費11万4,000円の減額、委託料では358万1,000円を減額しておりますが、八千代処理区では調査設計委託料で上水道移設設計が新たに生じたため391万9,000円増額し、向原処理区では県道吉田豊栄線道路改良工事の縮小によりまして750万円の減額としております。

工事請負費につきましても、各処理区の精算見込みに伴いまして、八千代処理区では工区の確定により1,458万8,000円の減額、向原処理区では県道改良工事縮小によりまして3,140万円、合わせて4,598万8,000円をそれぞれ減額をお願いしております。

補償補てん及び賠償金では、八千代処理区におきまして、下水道管布設に伴います水道管移設の補償費の確定によりまして61万7,000円を減額させていただきます。



3款の公債費の利子では、87万7,000円の減額をお願いをしております。

4ページに返っていただきまして、第2表、繰越明許費の補正でございますが、事業の精算見込みに伴いまして、施設の建設費におきまして、1つとしては八千代処理区で現在施工中の八千代支所付近みどり会団地地内の工事着手時期が県の急傾斜地崩壊対策事業の工事搬入時期と重なり、着手がおくれました。また、同じ箇所におきまして、水道工事との同時施工によりまして工事期間が延長となりまして、年度末の完成が見込めないため、1億1,360万円繰り越しをお願いするものでございます。

2つ目として、安芸高田市処理区では、現在、業務委託の中で市内の吉田、八千代、甲田、向原の4つの処理区の全体計画の見直し業務を行っております。過去10年間のデータの収集処理に時間を要していること、また向原中央浄化センターが現在中央処理区と南処理の汚水を暫定処理しております。この処理場の見直しの検討にも時間を少々要しますので、これらを踏まえまして、事業の再評価を来年度実施するため、この業務の3月末の見込みを見込めないため繰り越しをお願いするものでございます。

補正後の額を1,820万円とします。それぞれ補正後の総額を1億3,180万円とさせていただくものでございます。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りいたします。  
これより、議案第32号「平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議案第33号 平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

○藤井議長 日程第37、議案第33号「平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第33号「平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万2,000円を追加し、予算の総額を4億921万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金191万円を追加し、使用料及び手数料81万円、繰入金40万8,000円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、施設費97万円を追加し、公債費27万8,000円を減額するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長 議案第33号「平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」の要点の説明を行います。

今回の補正につきましては、事業の精算見込みに伴うものでございます。

歳入から御説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金の加入者分担金では、加入件数の増によりまして181万円の追加、2款使用料及び手数料の下水道使用料では、使用者数の減、また使用水量の減によりまして98万9,000円の減額、排水設備業者の新規登録に伴い、手数料で17万9,000円の追加、4款繰入金の1項他会計繰入金では、一般会計から繰入金40万8,000円の減額をさせていただいております。

もとへ返りまして訂正を申し上げます。1款分担金及び負担金の加入者分担金では、加入件数の増によりまして191万円の追加をお願いしております。

次に、歳出を御説明いたします。10ページでございますが、2款施設費の1項施設管理費ですが、需用費では向原処理区におきます光熱水費の電気代、中継ポンプや通報装置、流量計などの修繕費で158万2,000円の追加、役務費におきましては、各処理区の汚泥処理量の確定見込みによりまして手数料30万3,000円の増額、委託料では施設の保守点検、施設維持管理費の入札結果によりまして81万5,000円減額、工事請負費につきましては、甲田処理区の維持工事費の精算によりまして10万円減額をさせていただいております。

公債費におきましては、繰り越しなどによりまして繰入金の変更によりまして利子の減額、元金支払い時期の変動によりまして元金の補正をお願いしております。以上、要点の説明を終わります。

- 藤井議長 以上で要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。
これより、議案第33号「平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」の件を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第34号 平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正  
予算(第3号)

- 藤井議長 日程第38、議案第34号「平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第34号「平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)」についての提案理由を御説明申し上げます。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,034万2,000円を減額し、予算の総額を2億4,096万3,000円とするものであります。  
歳入につきましては、使用料及び手数料136万2,000円、国庫支出金540万4,000円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金110万1,000円、県支出金1,000円、繰入金802万4,000円、諸収入78万2,000円、市債720万円をそれぞれ減額をするものであります。  
歳出につきましては、施設費1,003万円、公債費31万2,000円をそれぞれ減額するものであります。  
以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。  
次に、地方債の補正であります。その借入限度額を1,710万円と定めるものであります。
- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長 議案第34号「平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)」について、要点の説明を行います。

今回の補正につきましては、事業の精算見込みによるものでございます。

歳入から御説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金の加入者分担金におきましては、加入者の見込み減によります110万1,000円の減額、2款使用料及び手数料の浄化槽使用料におきましては、個人設置の浄化槽を市へ管理移管される基数の増加によりまして136万2,000円の増額、3款国庫補助金では、浄化槽整備事業国庫補助金540万4,000円の増額につきましては、国の浄化槽モデル事業への事業切りかえによりまして、以前の補助率3分の1から2分の1の変更による差額分でございます。

4款県支出金は、事業債償還費補助金の確定によりまして1,000円、また6款の繰入金の一般会計繰入金では802万4,000円、9款市債におきましては、浄化槽整備事業債720万円を事業精算見込みによりまして、それぞれ減額をさせていただくものでございます。

次に、歳出でございますが、12ページをお願いいたします。2款施設費の2項施設建設費では1,003万円の減額をお願いしております。需用費では、各処理区分の消耗品費、また印刷製本費など事務費の精算見込みに伴いまして91万7,000円を減額、使用料及び手数料では、事務機器の借り上げ料20万6,000円減額、工事請負費につきましては、処理区全体におきます浄化槽の設置基数、当初90基に対しまして5基減の85基の設置見込みによります、この工事費の精算見込みによるものでございます。

吉田処理区では358万6,000円の減、八千代処理区におきましては69万9,000円の増、美土里処理区におきましては52万5,000円の増、高宮処理区では179万5,000円の増、向原処理区では30万8,000円の減額をしまして、合わせて890万7,000円を減額をお願いしております。

14ページに移りまして、3款公債費では31万2,000円を減額させていただいております。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、議案第34号「平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第39 議案第35号 平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）

○藤井議長 日程第39、議案第35号「平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第35号「平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万円を減額し、予算の総額を1,042万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料3万7,000円を追加し、繰入金14万7,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、施設費11万円を減額するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長 議案第35号「平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）」の要点の説明をいたします。

8ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料では、使用の水量の増により3万7,000円を増額、3款繰入金の一般会計繰入金では14万7,000円の減額をお願いをしております。

歳出におきましては、10ページで、施設管理費を11万円の減額をお願いをしております。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なし）

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。
これより、議案第35号「平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第40 議案第36号 平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 藤井議長 日程第40、議案第36号「平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第36号「平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由の御説明をいたします。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,715万7,000円を減額し、予算の総額を5億2,028万2,000円とするものであります。  
歳入につきましては、使用料及び手数料2万円を追加し、分担金及び負担金2,451万7,000円、繰入金2,264万円、諸収入2万円をそれぞれ減額するものであります。  
歳出につきましては、総務費10万2,000円、施設費4,684万3,000円、公債費21万2,000円をそれぞれ減額をするものでございます。  
以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
建設部長 廣政克行君。

- 廣政建設部長 議案第36号「平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」、要点の御説明を申し上げます。  
歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。1款1項分担金及び負担金では、加入者分担金61万9,000円を増額させていただいております。2項負担金では、広島県施行の主要地方道吉田豊栄線の改良工事縮小に伴いまして、この工事に係る水道管移設工事も減となりまして、県からの工事負担金を2,513万6,000円減額させていただいております。  
5款繰入金では、2,264万円減額させていただいておりますが、その主なものにつきましては、施設建設費の美土里給水区未受給及び解消に係

ります事業計画の延伸及び向原給水区の県道改良工事の縮減によります水道管移設工事の減に伴います一般会計繰入金の減額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、精算見込みによります10万2,000円減額させていただきます。

2款施設費、1項施設管理費、1目施設管理費では、補正額はありませんが、管理運営費及び各給水区の施設管理費の精算見込み額をそれぞれ計上をさせていただきます。

続いて、12ページ、13ページをお願いいたします。2款施設費、2項施設建設費、1目の施設建設費では4,684万3,000円減額させていただきますが、主なものは、美土里給水区では、横田地区の未普及解消の事業計画延伸に伴うもの、それに伴う調査費1,000万円の減額、向原給水区では、広島県施行の主要地方道吉田豊栄線の工事縮小に伴いまして、水道管移設工事の減によります調査設計委託料が757万3,000円、及び工事請負費が2,927万5,000円、それぞれ減額させていただいているものでございます。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、議案第36号「平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第41 議案第37号 平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第3号)

○藤井議長 日程第41、議案第37号「平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第37号「平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第3号)」についての提案理由を御説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、予算の総額を1,315万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金31万5,000円を追加し、使用料及び手数料4万円を減額するものであります。

歳出につきましては、施設費27万5,000円を追加するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長 議案第37号「平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第3号)」の要点の説明を申し上げます。

歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料の現年度分の使用料では、水道料金の見込みを4万円減額させていただいております。3款繰入金の一般会計繰入金では、施設管理費の増に伴いまして31万5,000円増額させていただいております。

歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いいたします。2款施設費の施設管理費では、施設の維持管理に係ります業務委託料27万5,000円計上させていただいたものによるものでございます。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、議案第37号「平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第3号)」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第42 議案第38号 平成21年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1



号)

○藤井議長 日程第42、議案第38号「平成21年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第38号「平成21年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明いたします。

予算第3条収益的収入及び支出の支出予算額は2億8,376万6,000円で、補正予定額1,737万2,000円を減額し、予定総額をそれぞれ2億6,639万4,000円とするものであります。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出につきましても、収入の支出予定額3億5,502万7,000円から補正予定額8,645万4,000円を減額し、予定総額を2億6,857万3,000円とし、支出の支出予定額4億3,476万8,000円から補正予定額8,894万8,000円を減額し、予定総額を3億4,582万円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,724万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額791万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,122万7,000円、及び当該年度分損益勘定留保資金4,810万4,000円で補てんをするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

公営企業部長 廣政克行君。

○廣政公営企業部長 議案第38号「平成21年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、要点の御説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。第3条予算の収益的収入及び支出でございますが、1款事業収益の補正予定額1,737万2,000円の減額としておりますが、その主なものにつきましては、1目の給水収益、1節の水道料金1,737万7,000円の減で、これは事業所を中心とした業務用の水道料金の減額によるものと見込んでおります。

続きまして、支出でございますが、1款事業費の補正予定額1,737万2,000円の減額とさせていただきます。1項営業費目の補正予定額3,834万5,000円の減額としておりますが、その内訳といたしましては、1目原水及び浄水費につきましては1,241万9,000円の減額で、4節の動力用電気代が精算見込みで134万7,000円の減額、7節の委託料が水道施設保守点検業務の減額等で972万8,000円の減額によるものでございます。2目排水及び給水費につきましては610万5,000円の減額で、その主なものといたしましては、7節の委託料590万4,000円は、管路図システムの元図の修正、合併後の管路図の修正、関連データの取り込みの業務の減

によるものでございます。4目の総務費に係りましては1,477万1,000円の減額で、その主なものといたしましては、1節給料、2節手当、3節法定福利費の職員給与費が1,350万9,000円の減額によるものでございます。

2項営業外費目、1目の支払い利息及び企業債取扱諸費の補正予定額852万2,000円の減額としておりますが、企業債の繰り上げ償還に伴います支払い利息の減額によるものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。第4条予算の資本的収入及び支出でございまして、1款資本的収入の補正予定額8,645万4,000円の減額としております。その内訳としましては、1項分担金によりましては、水道加入者分担金が423万2,000円の減額、2項工事負担金につきましては4,548万9,000円の減額としております。その内訳としまして、吉田公共下水道事業に伴います水道管布設工事負担金、甲立浄水場移転事業に係ります県の負担金の減額によるものでございます。

3項出資金及び4項補助金は、それぞれ1,200万、1,183万3,000円の減額としておりますが、甲立浄水場移転事業の事業費の減額によるものでございます。

5項企業債につきましては1,290万円の減額としておりますが、これは吉田公共下水道工事に伴います水道管移設工事、甲立浄水場移転事業費の減額によるものでございます。

続きまして、支出でございまして、1款資本的支出の補正予定額8,894万8,000円の減額としております。1項建設改良費の補正予定額9,046万6,000円の減額としておりますが、その内訳としましては、2目排水施設新設改良費が1,992万2,000円の減額で、主なものとしましては、吉田公共下水道事業に伴います水道管移設工事の工事請負費1,792万5,000円の減額によるものでございます。4目固定資産取得費が975万5,000円の減額としております。管路図システムのソフト及び関係機器の整備の減額、5目甲立浄水場移転事業費が6,078万9,000円の減額で、理由といたしましては、工事管理等委託費が484万5,000円の減額、工事請負費の入札差額によりまして5,594万4,000円の減額によるものでございます。

2項企業債償還金につきまして151万8,000円の増額としております。これは企業債の繰り上げ償還に係る借換債による増額分を計上させていただいたものでございます。

この予算に係ります予定の損益につきまして御説明いたします。7ページをお願いいたします。営業利益では、1の営業利益2億5,262万4,000円から2の営業費用2億86万2,000円の差し引き額5,176万2,000円、経常利益では営業利益の5,176万2,000円に3の営業収益8万7,000円を加えまして、4の営業外費用の2,258万4,000円を差し引いた額で、2,926万5,000円の予定でございまして、

したがって、当年度純利益につきましては、6の特別損失19万5,000円を差し引いた額2,907万円の予定でございまして、

なお、前年度の繰越利益剰余金を5,909万9,000円を加えた当該年度末

の未処分利益剰余金につきましては8,807万9,000円の予定でございます。

次に、予算に係ります貸借対照表でございますが、8ページをお願いいたします。まず、資産の部でございますが、1の有形固定資産合計につきましては33億1,697万5,000円、2の流動資産合計は2億2,639万3,000円で、これらを加えました資産合計額は35億4,336万8,000円の予定でございます。

9ページをお願いいたします。負債の部でございますが、3の流動負債合計534万5,000円の負債合計額も同額で534万5,000円でございます。

次に、資本の部でございますが、4の資本金合計額は14億9,236万1,000円、5の剰余金合計額20億4,566万2,000円で、資本金合計額と剰余金合計額を合わせまして、資本合計額につきましては35億3,802万3,000円の予定で、負債資本合計は35億4,336万8,000円の予定でございます。

2ページに戻っていただきまして、補正予算書の第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしましては、職員給与費の既定予定額4,420万6,000円に補正予定額1,405万円を減額し、予定総額を3,015万6,000円とするものでございます。

なお、5ページに資金計画、6ページに給与明細書を添付しております。御参照いただきたいと思います。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、議案第38号「平成21年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

この際、3時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時29分 休憩

午後 3時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

- 〇
- 日程第43 議案第39号 平成22年度安芸高田市一般会計予算
 日程第44 議案第40号 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
 日程第45 議案第41号 平成22年度安芸高田市老人保健特別会計予算
 日程第46 議案第42号 平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第47 議案第43号 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計予算
 日程第48 議案第44号 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
 日程第49 議案第45号 平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
 日程第50 議案第46号 平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
 日程第51 議案第47号 平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第52 議案第48号 平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
 日程第53 議案第49号 平成22年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
 日程第54 議案第50号 平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
 日程第55 議案第51号 平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
 日程第56 議案第52号 平成22年度安芸高田市水道事業会計予算

○藤井議長 日程第43、議案第39号「平成22年度安芸高田市一般会計予算」の件から日程第56、議案第52号「平成22年度安芸高田市水道事業会計予算」の件まで、14件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第39号から議案第52号までの提案理由について、一括して御説明を申し上げます。

初めに、議案第39号「平成22年度安芸高田市一般会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ231億7,400万円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を41億8,980万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を40億円と定めるものであります。

次に、議案第40号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億3,324万1,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものでございます。

次に、議案第41号「平成22年度安芸高田市老人保健特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ25万7,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を20万円と定めるものでございます。

次に、議案第42号「平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,643万4,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものでございます。

次に、議案第43号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億2,916万4,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、議案第44号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,612万5,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第45号「平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,391万円とするものであります。地方債につきましては、借入限度額を1億2,730万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を4億円と定めるものでございます。

次に、議案第46号「平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,772万3,000円とするものであります。地方債につきましては、借入限度額を1億290万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

次に、議案第47号「平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,926万5,000円とするものであります。地方債につきましては、借入限度額を5,150万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を3億円と定めるものでございます。

次に、議案第48号「平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,497万3,000円とするものであります。地方債につきましては、借入限度額を1,950万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものでございます。

次に、議案第49号「平成22年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,015万9,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものでございます。

次に、議案第50号「平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,080万2,000円とするものであります。地方債につきましては、借入限度額を2,000万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を4億円と定めるものでございます。

次に、議案第51号「平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,381万4,000円とするものであります。一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものでございます。

議案第52号「平成22年度安芸高田市水道事業会計予算」について提案理由の御説明いたします。

予算第3条は、水道事業の経営活動に伴い発生すると予定される収益とこれに対応する費用を計上したもので、収益的収入及び支出の予定額を2億5,257万円とするものであります。予算第4条は、施設の整備、拡充等の建設改良費と建設改良費に要する資金の予定額で、資本的収入の予定額を1億5,220万3,000円、資本的支出の予定額を2億4,309万2,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,088万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額534万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1,427万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金7,126万4,000円で補てんをするものであります。

予算第5条に定めます企業債の限度額を8,100万円、予算第6条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものであります。

次に、予算第7条、8条の予算の流用につきましては、企業経営の効率的運営のため、収益的支出と資本的支出の間においては、相互に流用することはできませんが、各項の間での流用が可能となるよう定めると同時に、予算に定める職員給与費につきましては、他の経費との間で流用ができないことを定めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑があれば、議案番号を指定して、一括して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 それでは、議案第39号、一般会計の予算について総括の質疑を数点をいたします。

まず1番目に、21年度の緊急経済対策あるいは市民生活の安全安心の

ための施策等によって、前倒しの追加補正予算を事業執行と称して、22年度の予算編成とあわせた事業執行が当安芸高田市の経済にどのような効果を今回の予算が創出されるのか。また、今後の行財政運営にいかなる影響を与えるというふうにお考えなのか。その点についてお伺いをしたいと思います。

次に2番目に、20年度、21年度において、これまで行政評価システムの導入につきまして、その両年にわたって施策評価が内部で行われてきております。これは各課から始まり、ある係についてもそういった施策評価が執行されましたが、このことがどういうふうに来年度の予算に反映をされ、主要施策に向けた予算編成への効果のほどをどういうふうに行執行部としては受けとめておられるか、そこについての御考察をお伺いしたいと思います。

3つ目に、19年9月度に、財政健全化計画、10カ年の計画が出されました。これと比較して、社会情勢の変化あるいはこういう経済情勢の変化で、大きく数字が当時の計画と変わってきておるわけです。そして、22年度の予算編成におけるその違いの主たる要因、これと今後の健全化に向けた財政運営に今年度の予算編成が、これと比較してどのように対応されるのか、そこら辺の計画見直しが近々あるのかどうか、そこら辺もあわせてお伺いをしたいと思います。

さらに4点目でございますが、先ほど、人的コストにかかわる費用が発表されました。いわゆる計上の行政コストのうち、それによりますと、25%が20年度の決算から算出されておるわけです。そのことから、22年予算案を見てみると、さらに人的コストが上がるんじゃないかというふうに考えておりますが、その削減化に向けた方策についてはどのように考えられておるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

本来ですと、最後の質問でございますが、公債費の関係が大きく取りざたをされてきました。そして、来年度には、最高償還のピークを迎えるという計画でございましたが、その関係で、21年度には幸いにも高金利の負債に対する借りかえ、あるいは繰り上げ償還で、来年度の予算の公債費は減額をしているわけです。約1億7,800万の予算になっておりますが、そのことが今後の、今、健全化の中で叫ばれておる実質公債費比率について、どういうふうな影響をしてくるのか。これは3年間の統計の結果、その比率がなされますので、どういうふうな形で影響してくるかもわかりませんが、やはり当市の財政運営の中で、このことは大きな今後負担になるだろうというふうに思うわけでございますが、そのことが来年度の予算について、その数字への予測指数といいますか、そういった数値目標があるなら、そのことについてお考えをいただきたいというふうに思います。以上、総括の質疑といたします。

○藤井議長 　　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 　　まず1点目でございます。21年度の6月、先般ですね、緊急経済対策の

予算を編成をさせていただきました。御案内のとおり、予算の中で、すべてではございませんが、御指摘のとおり、新しい22年度の方へ前倒しを入れて、随分と安芸高田市にとっては、こういった財政状況下には配慮した予算としてありがたく思っておるところでございます。それもハード、ソフトを含めて市内企業を中心に、繰り越しも含めて実施を継続的にしておるところでございます。

これに対してのそれぞれの22年度の予算編成につきましては、かねがね先ほどから御指摘がございましたように、19年の9月に財政健全化計画と総合計画を樹立しておりますが、それを常に毎年度ヒアリングしながら、今回の予算編成については、それぞれの部局へ予算編成の基本方針を十分理解をしていただきまして編成に当たっていただいたと思っております。

ただ、過去の予算編成で、要求すりゃあいいんだということではなくして、各自がそれぞれ積み上げていただいたものをそれぞれ説明を加えながら、ヒアリングを通して予算編成をしていただきました。その中で、市の財政状況を正しく認識をしていただきまして、将来を展望して、持続可能な中で予算編成をしております。当然、歳入につきましては、適正な財源の確保、また歳出におきましては、徹底した経費の削減抑制に努めておるところでございます。

それと、財政担当課の方で、これは高配分という方式を導入して、そういった予算編成をしております。当然、17年から21年度にかけての第1次行財政改革の実施と、それと先般説明を申し上げました第2次の向こう5年間の行財政改革をそれぞれ検証しながら進めておるところでございます。

それと、行政評価につきましてもそれぞれやっておりますが、強いてはそれは施策評価でどのような予算編成かということでございますが、一口に言いまして、必要性、効果、優先度、その点を全部各課でそれぞれ評価していただきまして、予算の方へ編成をしたところでございます。

19年に計画いたしました財政健全化計画また総合計画につきましても、御指摘のとおり、社会情勢の変化で随分変わっておりますが、その都度ヒアリングをしながら、そういった計画の見直しも組み入れながら、新たに総合計画に入る事業もございしますので、そういった点も配慮しながら実施をまいっておるところでございます。

それと、公債費等につきましても、21年度、今年度ですかね、当初予算に2億4,000万ですか、あわせまして12月に2億補正予算をしまして4億5,000万の繰り上げ償還を実施をさせていただいたところも事実でございます。これも将来の、御指摘のとおり、実施する公債費比率を予測しながら、体力のあるときにそういった今年度繰り上げ償還を実施をさせていただいたところでございます。

指数等については担当課長の方から詳しく後で、予想がつけば答弁させていただきますが、総合的にそういったすべてを勘案しながら、幸い

にして経済対策等がございましたので、何とか予算編成をして、何ぼかはそういった繰り上げ償還をして、足腰の強い財政基盤整備をつくっていくということで編成をしたとこでございます。以上でございます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

行政経営課長 武岡隆文君。

○武岡行政経営課長 今、御指摘の公債費の今回の実質繰り上げ償還等が今後の実質公債費比率にどのような影響を及ぼすのかというような御質問でございます。

御承知いただきますように、実質公債費比率を下げるためには、新規の起債を抑制をするということ、それと既発の起債を繰り上げ償還をするという方法がでございます。本市におきましては、19年度から21年度の3年間で政府資金の保証金免除繰り上げ償還を実施してまいりました。あわせて、縁故債の繰り上げ償還も20年度に1億8,300万円も実施をいたしておりますし、先般の12月の補正では1億7,700万円という剰余金も見たことから、繰り上げ償還の1億9,500万円を新たに追加をさせていただいたところでございます。

御承知いただきますように、本市のこれまで申しておりました財政健全化計画の中で、公債費のピークが平成22年ということで申し上げさせていただきました。この間、3年間で繰り上げ償還をしてまいりました効果もございまして、本来、繰り上げ償還を実施しなかった場合の通常ベースの償還額でいきますと、平成22年度が償還のピークに達しておったわけでございますが、先ほど申し上げましたように、19年度以来3回の繰り上げ償還をしたことによって、その効果が出てまいりまして、実質的に22年度がピークにはならないと、実質的に21年度の繰り上げ償還を含めた公債費の額がこれまでの最高になるというふうに考えてます。

それで、今後の目標でございますが、現在、本市の20年度決算では、実質公債費比率19.3%ということでございます。18%を超えるということになりますと、起債許可団体ということでございますので、早期に18%を脱却するという目標を持ってございます。現在、非常に標準財政規模が交付税が大きいということで、今の繰り上げ償還はいずれ効果があるということで、21年度もそうした追加の繰り上げ償還をして、その比率を下げるというところを行ったわけでございます。

それで、一応今の試算でございますが、21年度の決算が、まず単年度の実質公債費比率を18%未満にしてまいりたいと。向こう、今後3年後の平成23年度決算におきましては、3年平均の実質公債費比率を18%未満にすることを目標に、現在、そういった目標を持っておるところでございます。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員 人的コストのことについて、ちょっと答弁漏れがあったと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 御質疑がありました人的コストの関係でございますが、この抑制につきましては、行政改革等の一つの方策で、これまで地道な取り組みをしてきておるところでございますが、施政方針の中にもございましたように、民間委託も視野に入れる中で、当然職員数の減も取り組みを進めてきておるところでございますので、そういったいろいろな手法を検討しながら、コストの縮減に努めていけたらというふうに考えております。

民間活力の活用については、現在、部内でのプロジェクトを12月に立ち上げまして、22年度中には一定の方向でまとめをして、23年度からの具体的な取り組みを目標に計画をさせていただいておるといような状況でございます。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 1点お聞きします。

市長に1点お聞きします。きょう、施政方針の中に、基本方針も聞きまして、予算書も説明をお聞きしたんですけど、その中に集中と選択という言葉が出ましたんです。その中で、今回のいろいろ来年度の厳しい予算の中でも一番市長が気にされた、一番重点を置かれたことを端的にちょっと報告いうんか、その思いを1点お聞かせください。

○藤井議長 金行議員、今のは39号の一般会計の件でよろしいでしょうか。

○金行議員 一般会計の話で。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 非常に今般の予算に当たっては、大体新設設計費がよそでは減ってるような状況が多いんですけど、我が市はちょっとふえた状況になってるのは、国とか県もかなり今、いわゆる景気対策をやっておるんで、我が市もやっぱりそういうような、どうしても今後やらにやいけない事業ですね、例えば給食の問題とか学校の耐震化とか、こういうものを先取りしてやったという予算の組み方がございます。このことによって、やっぱり景気を前向きにして、税収もふやしていかなと、次の展開はできないと思っております。

それから、私が従来から申しております、いわゆる市民への協力ですね、例えば総ヘルパーとか、これら底辺の市民の方の協力を、しっかり協力願うようなことも、対策も打っていきたいと思います。このことによって、やっぱり行政コストの削減につながってくるんじゃないかと思っております。

○藤井議長 以上で答弁終わります。
ほかに質疑ありませんか。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員 市債の方ですが、本年度はかなり市債が、前年と比べて多額になりま

したが、当然事業がボリュームが大きくなりましたので、市債も立てなくてはいけないとは思いますが、全体的に事務経費が上がっていると、金額自体がですね。これからのことも考えて、市債をどういう方向性で、義務的経費と市債の関係というのをもって予算立てられたのでしょうか。ちょっと質問が難しかったですか。市債が単にふえていくということは、次年度も継続的にふえていく、事務的経費というのは大体もう同じ金額が継続的に行われていくと思うんですが、市債の方向性を、わかればお願いします、答弁。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 石飛議員さんの御質問は、全くそのとおりで、今の総合計画で事業をやりますね。それによって、有利な起債等でそれぞれ取り組んでおります。当然、人件費、扶助費、それと公債費を合わせて、かたいコンクリートいうんですかね、これはもうそういった経費になるわけですね。これが今年度は事業費が伸びましたんで、50パーを切っておりますが、10減ると安芸高田市は半分ぐらいですかね、そういった経費になっておりますが、事業を展開する以上は、どうしてもその割合は高く出ます。総合事業の中で大きなプロジェクトがございますんで、それだけはその分だけはどうしても割合は太くなっていきます。

先ほど財政課長が言いましたように、そういったピークは過ぎて、今からは粛々と、これが過ぎますと、計画を実施していくということで、そういった経常経費の中の義務的経費というのは、当然予算の事業の展開によって、この割合は変わってきますので、そこはひとつ御理解を頼みます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

8番 山根温子さん。

○山根議員 細かい点を2点ほどと、総括的なことを1点お聞きします。

まず、私は予算審議が行われるんですけども、予算審議の委員になっておりませんので、細かい点を、こちらの当初予算資料の方で2ページに、テレドームサービス提供事業というのが、予算書の65ページにあると書いてあるんですね。電話を利用した生活関連情報を提供を行うテレドームサービスの開始67万円。これが65ページを私が見る限りにおいては、ちょっと67万円というのが見当たらないのですけれども、これについての御説明。

それから、予算書の67ページ、2点目は、自治振興推進事業費、19番に上がっております負担金補助及び交付金、これ説明のときに、世帯割3割、均等割7割が22年度は5割、5割となるという、これについてはまちづくり委員会の方で理解を得られているのか。事業として特色ある活動をされていて、世帯割が5割になるということは、小さい振興会においては、世帯の少ないところにおいては補助は減るといった形になると思

うんですけども、これについての御説明を。

そして、最後に、今回、一般会計規模が231億7,400万円という、対前年比13.4%増ということになると思います。あと26年度まで残すところ4年という時点で、必要な事業の積み上げでここまで膨らんだのでしょうが、先ほど今村議員の質問に、藤川副市長は、今後の総合計画に盛り込まれるものもあると言われました。武岡課長は、公債費の償還のピークは実質的には平成21年であるようになるだろうと言われましたけど、ひょっとしてこれは、これからもし盛り込まれることがあれば、ダブルピークを迎えて、公債費のずれが起きてくるんでは、償還のずれというか、26年度までにまたピークが来て、その償還に大変なことになるのではないかと。そして、先般の第2次行財政改革の説明時に、藤川副市長、亀岡議員の答弁に、特段の市民への説明、理解はどうかと質問されたと思うんですけども、それについて、特段の必要というか、特段のという言葉を使って、市民との協力についての理解を求めるということはこれ以上はいいんではないかというような、私としてはそう受け取ったんですけど、そのような答弁をされて、その後にも言われてますけれども、先ほど市長は、市民の協力がさらに必要であると御答弁されたところで、市の執行部としての市民との26年度以降の協力体制はどう考えられているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問に対し、お答えします。

テレフォンサービスの件でございますけど、これは、いわゆる今、有線放送とかで死亡連絡とかあるんで、できれば、どこにいても、例えばチャンネルを回したら、高宮も聞こえるとかいうように、いろいろNTTのサービスが物すごく進んでまして、これをうまく使っていこうということで計上しとると思います。

詳しくはちょっとこれ企画課となりますんで、だれか説明をさせますんで、よろしくをお願いします。

それから、自治振興費につきましては、これ普通は行政、常識的には人口割が5割で、地域割が5割というのが普通なんですけど、安芸高田市は特殊な状況で、1割とかいうことで、当時スタートしとったはずなんです。それで、同僚議員さんもこのことは逆に質問がありましてね、どうしてこうかというのが。それで、私の方は普通に戻して、例えば振興会的に特別なその事業をやれる場合は、やっぱりそれなりに配慮していこうかと思ってます。特別な事業とは、私の頭の中じゃあ、自主防災とか、自治会を福祉方面のメニュー通過によって、こういう事業費の振興会の支援もこれからしていきたいと、かように思ってますんで、御理解を賜りたいと思います。

それから、あと、担当の方から説明すると思いますが、総合計画と今のいわゆる地方債との関係でございますけど、非常にピークというの

は当面は21年度が、今までこれ繰り上げ償還してきたんで、こういうふうになったと思いますけど、合併特例債とかこういう有利な起債をやっぱり使っていかにやいけんと。そのために、御指摘のように、将来の財政負担もちょっと考えながらしていきたいと。何もせんかったら何も使わんのですけど、やっぱしいわゆる安芸高田市の合併に伴う市民の期待というのは非常に高いところあるんで、そういう中期計画については、できるだけ実施していきたいと。そのためには借金も要るんですけど、全体のバランス考えながら、その辺を一度考えていきたいと思います。

非常に特例債にしても、裏財源がまた要るとか、非常にもう起債を伴ってきます。その辺のところは総合的に、第二の夕張にならんように、しっかりまた考えていきたいと思いますんで、御理解を賜りたいと思います。この辺のことについては、また担当部長の方から説明します。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 ちょっと山根議員さんの質問が、正しくは私もちょっと理解できませんけど、総合計画を大幅に私は見直すと言ったことはございませんよ。いいですか、よく聞いてくださいよ。合併して、新市総合計画の中で、それを計画の中で総合計画を踏襲してつくっておるわけですよ。その中で、例えば給食センターとか学校の耐震化とかいうのは、当初は耐震化だけであって、今度は大規模改修が乗ったりするわけですね。事業費が膨らむわけですよ。そういったものは当然見直して、そういった特例債が有効利用できるものはしますといった意味でございまして、ひとつ御理解をしてください。特段新しい新規事業をここで計画することは全然見当たりませんので、そのほかは過疎債とか辺地債を有効利用して事業を展開していくということでございまして、学校とかいうのは御理解していただけると思いますね。それとか、当初は給食センター等についてですね。

それと、亀岡議員さんの例を出されましたが、私は可能な限り市民に対して情報開示をわかりやすく特段にアイデアを出して検討しましょうというて、私は答えておりますんで、そのように御理解してください。以上です。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 資料の方の2ページの下から4行目にあります13番のテレドームサービス提供事業ということで、予算書では65ページと67ページにわたっております。予算書の方で申し上げますと、67万円の関係ですが、65ページの下から2節目の12の役務費の通信運搬費と手数料3万4,000円と4万2,000円、それから67ページに行きまして、上の段の14節の使用料及び賃借料の3行目の器具等使用料48万9,000円、それから18の備品購入費の10万5,000円で、67万円の事業費になると思います。それで、この事業は、いわゆる市の行事あるいはお悔やみの情報を発信するというので、

携帯電話を活用した事業として整備をしていこうということで現在計画をさせていただきとるということでございます。よろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 テレドームについては理解しましたが、新規の事業なのに、事業費がばらばらにあるというのは力が入ってるのかなという感じがいたしました。

それから、副市長の特段のについては、私の全協のときの聞き間違いか、理解の不足があったかもしれませんが、ただ、総合計画を見直すというのは、先ほど今村議員の質問に対して、今後の総合計画に盛り込まれるものもという言葉であったと私は聞いて、記憶が残ってるんですけど、また議事録を確認していただきたいと、私もしますけれども、そういう意味で見直しではなく盛り込まれる、これから事業がまた入ってきた場合、これピークを迎えるのではないか。さらに言えば、このたびの13.4%の増が一般家庭でも家計的に膨らんでしまったら、それを縮小するのはかなり厳しいものがあります。その中で、あと4年を残すだけで、何億もカットしていかなきゃいけないところについては、さらに市民の協力が必要だと思いますので、市長もしっかりとそれはわかって、御理解いただけるみたいですので、そのところは執行部としてしっかりと力を入れて、さらにはまちづくり委員会、住民自治のまちづくりをされてこられておりますので、そこにも協力、理解をいただくようお願いいたします。

○藤井議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案14件については、委員会条例第6条の規定によって、10名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本案14件については、10名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、4番 大下正幸君、7番 先川和幸君、9番 宍戸邦夫君、11番 前川正昭君、12番 秋田雅朝君、14番 青原敏治君、15番 金行哲昭君、17番 今村義照君、18番 亀岡等君、19番 塚本近君を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸

君を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。
暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時34分 休憩

午後 4時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、御報告いたします。

委員長に秋田雅朝君、副委員長に前川正昭君。以上でございます。

以上で本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

議事の都合により、明日から3月1日まで休会とし、次回は3月2日午前10時に再開いたします。

大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 4時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員